

平成 2 8 年 定例第 4 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 2 8 年 1 2 月 2 日

閉 会 平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日

新 得 町 議 会

平成 2 8 年定例第 4 回新得町議会会議録目次

第 1 日（2 8 . 1 2 . 2）

○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4
○日程第 2 会期の決定	4
○諸般の報告（第 1 号）	4
○行政報告	5
○日程第 3 議案第 6 5 号 農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について	5
○日程第 4 議案第 6 6 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
○日程第 5 議案第 6 7 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
○日程第 6 議案第 6 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
○日程第 7 議案第 6 9 号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について…	9
○日程第 8 議案第 7 0 号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 0
○日程第 9 議案第 7 1 号 平成 2 8 年度新得町一般会計補正予算	1 1
○日程第 1 0 議案第 7 2 号 平成 2 8 年度新得町介護保険特別会計補正予算	1 4
○日程第 1 1 議案第 7 3 号 平成 2 8 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算…	1 5
○日程第 1 2 議案第 7 4 号 平成 2 8 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	1 6

○日程第 13	議案第 75 号	平成 28 年度新得町水道事業会計補正予算	……	17
○休会の議決	……			17
○散会の宣告	……			18

第2日（28. 12. 13）

○開議の宣告	2 1
○諸般の報告（第2号）	2 1
○日程第 1 意見案第8号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	2 1
○日程第 2 意見案第9号 大雨災害に関する意見書	2 1
○日程第 3 意見案第10号 J R 北海道への経営支援を求める意見書	2 1
○日程第 4 一般質問	2 2
〔一般質問〕	
長 野 章議員 ・平成29年度当初予算編成は（予算編成の考え方、浜田町政3期の総括）	2 2
・災害復旧状況は	2 8
佐 藤 幹 也議員 ・屈足地区における「義務教育学校」の設置について	2 9
湯 浅 真 希議員 ・狩勝高原園地再整備事業について	3 1
廣 山 輝 男議員 ・浜田町長の政治姿勢について	3 5
・災害対策等の強化に向けて	4 1
貴 戸 愛 三議員 ・今後の保育士確保と保育事業について	4 4
・産業振興基本条例理念の遂行のための対応は	4 7
柴 田 信 昭議員 ・台風10号による災害復旧対策について	4 9
・今後の防災対策について	5 3
高 橋 浩 一議員 ・町民の交通対策は	5 5
○休会の議決	5 9
○散会の宣告	5 9

第3日（28. 12. 15）

○開議の宣告	6 2
○諸般の報告（第3号）	6 2
○日程第 1 議案第76号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について	6 2
○日程第 2 意見案第8号 審査結果について	6 3
○日程第 3 意見案第9号 審査結果について	6 4
○日程第 4 意見案第10号 審査結果について	6 4
○日程第 5 閉会中の継続審査及び調査の申し出について	6 5
○閉会の宣告	6 5

第 1 日

平成２８年第４回新得町議会定例会（第１号）

平成２８年１２月２日（金曜日）午前１０時開会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第１号）
		行政報告
3	議 案 第 6 5 号	農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
4	議 案 第 6 6 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議 案 第 6 7 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議 案 第 6 8 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7	議 案 第 6 9 号	町税条例等の一部を改正する条例の制定について
8	議 案 第 7 0 号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
9	議 案 第 7 1 号	平成２８年度新得町一般会計補正予算
10	議 案 第 7 2 号	平成２８年度新得町介護保険特別会計補正予算
11	議 案 第 7 3 号	平成２８年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
12	議 案 第 7 4 号	平成２８年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
13	議 案 第 7 5 号	平成２８年度新得町水道事業会計補正予算

○会議に付した事件

	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	諸般の報告（第1号）
	行政報告
議案第65号	農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
議案第66号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第67号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号	町税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第70号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第71号	平成28年度新得町一般会計補正予算
議案第72号	平成28年度新得町介護保険特別会計補正予算
議案第73号	平成28年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第74号	平成28年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
議案第75号	平成28年度新得町水道事業会計補正予算

○出席議員（12人）

1 番	長 野 章	議員	2 番	村 田 博	議員
3 番	湯 浅 佳 春	議員	4 番	佐 藤 幹 也	議員
5 番	貴 戸 愛 三	議員	6 番	若 杉 政 敏	議員
7 番	湯 浅 真 希	議員	8 番	廣 山 輝 男	議員
9 番	柴 田 信 昭	議員	10 番	吉 川 幸 一	議員
11 番	高 橋 浩 一	議員	12 番	菊 地 康 雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	浜	田	正	利
教	育	長	武	田	芳	秋
監	査 委	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	田	中	透	嗣
総	務	課 長	渡	辺	裕	之

地	域	戦	略	室	長		佐	藤	博	行
町		民			長		鈴	木	貞	行
保	健	福	祉	課	長		坂	田	洋	一
施		設			長		鈴	木	隆	義
産		業		課	長		木	木	義	夫
税	務	出	納	課	長		中	村	秀	光
児	童	保	育	課	長		増	田	勝	志
消		防		署	長		福	原	和	彦
産	業	課	長	補	佐		佐	々	浩	之
産	業	課	長	補	佐		若	木	隼	人
税	務	出	納	課	長		金	原	俊	隆
屈	足	支		所	長		小	田		将
庶		務		係	長		桑	林	健	利
財	政		係		長			野	恒	雄

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校	教	育	課	長		石	塚	将	照
---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長		初	山	一	也
---	---	---	---	--	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長		西	山	喜	代	司
書			記		菊	地	克	浩	

◎開 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成28年定例第4回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、11番、高橋浩一副議長、1番、長野章議員を指名いたします。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎菊地康雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。吉川幸一議会運営委員長。

[吉川幸一議会運営委員長 登壇]

◎吉川幸一議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第4回定例町議会の会期につきましては、去る11月28日、午前10時から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出予定の議件の説明を受け、それらを勘案し日程等について審議を行いました。

その結果、会期は本日から12月15日までの14日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[吉川幸一議会運営委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から12月15日までの14日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの14日間と決しました。

◎諸般の報告（第1号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行 政 報 告

◎菊地康雄議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 11月7日、第5回臨時議会以降の行政報告をさせていただきます。

11月7日ならびに11月12日でありますけれども、屈足地区で交通事故による死亡ゼロが、平成16年7月14日以降積み重ねてきた日数が4,500日を達成したところであります。また、達成したことを記念して、地域を挙げて感謝祭ということで開催されたものでありまして、地域の関係各位のご努力によりまして、10年を超える長い時間、死亡事故ゼロという、そういう日にちを達成されましたこと、あらためて感謝申し上げるとともに、さらに死亡事故ゼロが続くことを私どもを含め、努力をしていきたいというふうに思っております。

次に4ページであります。11月25日、サホロリゾートスキー場安全祈願祭が行われましたが、各議員もご承知のとおり、北斜面の開発が進みまして、現状では12月17日にテープカットをするということで連絡を受けております。雪の状況にもよりますが、この間の悲願であります北斜面がオープンするということでありまして、スキーシーズンの大幅な延長も含め、今後のサホロリゾートの存在価値が一層高まるものというふうに期待をしているところであります。

次に台風10号災害関係のほうの行政報告に移らせていただきます。

11月11日でありますが、東根市の土田市長をはじめ、総勢5名のかたが本町に来町されました。今回の来町の目的は、台風10号被害に関して、市民および各団体から温かい応援をいただき、市長が持参してきたところであります。

あらためて東根市民各位にお礼申し上げたいというふうに思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第3 議案第65号 農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第3、議案第65号、農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第65号、農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、ご説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会委員の定数を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

前のページに戻っていただきまして、第1条では、条例制定に関する趣旨について規定しております。

第2条では、定数として、農業委員会の委員の定数を11人と規定しています。

附則といたしまして、第1項では、施行期日として、この条例は、公布の日から施行

するものであります。

第2項では、経過措置として、現在の委員が在任する間は本条例は適用せず、農業委員会の選挙による委員の定数条例の規定を適用するものです。

第3項では、農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止について、規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第65号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第66号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第4、議案第66号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については提案理由の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 67 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第 5、議案第 67 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

〔渡辺裕之総務課長 登壇〕

◎渡辺裕之総務課長 議案第 67 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

2 ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、期末手当の支給割合を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でありますが、1. 期末手当支給割合ですが、今年度 6 月の期末手当は変更ありません。

平成 28 年 12 月支給割合が、現行の「100 分の 212.5」を「100 分の 222.5」に「100 分の 10」の引き上げ、平成 29 年度以降 6 月支給割合が、現行の「100 分の 207.5」を「100 分の 212.5」に、12 月支給割合が、現行の「100 分の 212.5」を「100 分の 217.5」に改正し、それぞれ「100 分の 5」の引き上げとなっております。

適用年月日でありますが、平成 28 年 12 月 1 日としております。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第 1 項では、この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用するものであります。

第 2 項では、平成 28 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

〔渡辺裕之総務課長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第 67 号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 68 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第 6、議案第 68 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

〔渡辺裕之総務課長 登壇〕

◎渡辺裕之総務課長 議案第 68 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制

定について、ご説明申し上げます。

８ページ目を御覧ください。

下段の提案理由でございますが、平成28年度の人事院勧告におきまして、給与改定の勧告がされましたので、本町もその勧告に伴いまして改正しようとするもの、また管理職員特別勤務手当を新設しようとすることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容であります。扶養手当の改正であります。配偶者に係る手当額1万3,000円を6,500円とし、子に係る手当額6,500円を1万円とします。

2年間の経過措置により、配偶者は平成29年度が1万円、平成30年度が6,500円、子は平成29年度が8,000円、平成30年度が1万円となります。

勤勉手当の改正であります。一般職員では、今年度6月勤勉手当は変更ありません。

平成28年12月の勤勉手当につきましては、現行の「100分の80」から「100分の90」へ改正し、「100分の10」の引き上げとなっております。

平成29年度以降、6月および12月それぞれ現行の「100分の80」から「100分の85」へ改正し、「100分の5」の引き上げとなっております。

次に、再任用職員につきましては、12月の勤勉手当につきましては、現行の「100分の37.5」から「100分の42.5」へ改正し、「100分の5」の引き上げとなっております。

平成29年度以降、6月および12月それぞれ現行の「100分の37.5」から「100分の40」へ改正し、「100分の2.5」の引き上げとなっております。

給料表の改正であります。平均改定率は0.22パーセントの引き上げで、額にいたしまして400円から1,500円でございます。

それぞれ級の平均の引き上げ率ですが、1級で0.63パーセント、2級で0.29パーセント、3級で0.21パーセント、4級で0.14パーセント、5級で0.13パーセント、6級で0.11パーセントとなっております。

管理職員特別勤務手当の新設であります。臨時または緊急の必要により休日等に勤務した場合に支給するもので、休日等は8,500円を超えない範囲で、平日の0時から5時までは4,300円を超えない範囲で規則で定める額を支給します。

適用年月日ですが、扶養手当の改正につきましては平成29年4月1日から、勤勉手当の改正につきましては平成28年12月1日から、給料表の改正につきましては平成28年4月1日から、管理職員特別勤務手当につきましては平成28年8月30日からとなっております。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

6ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項では、この条例は、公布の日から施行するほか、ただいまご説明いたしました適用期日について、規定しております。

第2項では、給与の内払いにつきまして規定しております。

第3項では、扶養手当に関する特例措置を規定しております。

第4項では、平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置を規定しております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第68号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第69号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第7、議案第69号、町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。木村税務出納課長。

[木村秀光税務出納課長 登壇]

◎木村秀光税務出納課長 議案第69号、町税条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

まず、条例の体系についてですが、本条例は条立てとなっておりまして、第1条は通常の町税条例の一部改正、第2条は平成27年9月に議決いただきました町税条例等の一部を改正する条例の一部改正となっております。

9ページをお開きください。

下段にあります提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されたこと、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

10ページをお開きください。

改正内容でございますが、条立ての第1条による改正につきまして、1点目として、法律改正にあわせての改正であります。

第19条では、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金について、修正申告書の提出、更正があった場合は、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う規定の整備であります。

第43条では、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定およびこれらに係る延滞金の徴収についての規定の整備であります。

第48条では、法人の町民税の申告納付についての規定の整備。

第50条では、法人の町民税に係る不足税額の納付手続について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う規定の整備であります。

附則第20条の3では、条約適用特例利子等および条約適用特例配当等に係る個人の町民税の課税の特例について、附則第20条の2の新設に伴う条ずれと規定の整備であります。

2点目として、法規定の新設であります。

附則第6条では、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額を総所得金額等から控除す

る医療費控除の特例を設けるものであります。

附則第20条の2では、特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について、特例適用利子等または特例適用配当等を有するものに対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る分離課税を規定するものであります。

次に、第2条による改正につきましては、規定の整備といたしまして、平成27年条例第16号改正附則第5条の、たばこ税に関する経過措置における町税条例第19条の改正に伴う所要の規定の整備であります。

9ページに戻りまして、附則として、第1条では、施行期日として、この条例は、平成29年1月1日から施行するものですが、第1条中町税条例附則第6条の改正規定および次条の第2項の規定は、平成30年1月1日から施行するものであります。

第2条では、町民税に関する経過措置を規定しております。

条例本文については、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[木村秀光税務出納課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第69号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第70号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第8、議案第70号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。木村税務出納課長。

[木村秀光税務出納課長 登壇]

◎木村秀光税務出納課長 議案第70号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

3ページ中段を御覧ください。

提案理由でございますが、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に改正内容ですが、法律改正にあわせての改正でありまして、附則第10項では、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定および軽減判定に用いる総所得金額に含める。

附則第11項では、町民税で分離課税される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の

所得割額の算定および軽減判定に用いる総所得金額に含める。

附則第12項、第13項では、附則の新設に伴う項ずれの整理をしております。

2 ページに戻りまして、附則といたしまして、1 では、施行期日を平成29年1月1日から施行するとしております。

2 では、適用区分について、附則第10項、第11項の規定は、施行の日以後に受けるべき特例適用利子等、配当等に係る国民健康保険税に適用するとしております。

条例本文については、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[木村秀光税務出納課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第70号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第71号 平成28年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第9、議案第71号、平成28年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第71号、平成28年度新得町一般会計補正予算、第8号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,099万2,000円を追加し、予算の総額を85億9,042万9,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更および追加によるものでございます。

4 ページをお開きください。

第2表、地方債補正では、2事業の追加、13事業の限度額の変更をしてございます。

10ページ、歳出をお開きください。

1 款、議会費、3 節、職員手当から2 款、総務費、一般管理費、3 節、職員手当では、さきほどご審議いただきました議員、特別職、職員の給与改正および人事異動に伴い、それぞれ所要額を補正してございます。

企画費、8 節、報償費では、空き家活用奨励金を実績によりまして増額してございます。

諸費、23節、償還金、利子及び割引料では、過年度医療費負担金、臨時福祉給付金返還金の額確定に伴い補助金等返還金を、それから固定資産税還付金等の増額に伴い町税還付金をそれぞれ増額してございます。

11ページに移りまして、3 款、民生費、福祉対策費、25節、積立金では、寄附金を財

源として保健・医療・福祉基金積立を増額してございます。

28節、繰出金では、介護保険特別会計への基準繰出を増額してございます。

後期高齢者医療費、19節、負担金、補助及び交付金では、療養給付費の精算確定に伴い療養給付費負担金を増額してございます。

臨時福祉給付金給付費、4節、共済費から19節、負担金、補助及び交付金では、給付措置の拡充に伴いそれぞれ所要額を増額補正してございます。

1枚めくりまして、12ページをお開きください。

児童保育費では、財源の移動のみの補正でございます。

4款、衛生費、予防費、19節、負担金、補助及び交付金では、町内医療施設補助として医療施設および機器等支援補助金を増額してございます。

清掃費では、財源の移動のみの補正でございます。

6款、農林水産業費、農業振興費、19節、負担金、補助及び交付金では、コントラクター用農業機械導入に伴う補助事業が決定となりましたので、産地パワーアップ事業補助金を新たに計上してございます。

畜産業費では、財源の移動のみの補正でございます。

13ページに移りまして、7款、商工費から8款、土木費、道路橋りょう費では、財源の移動のみの補正でございます。

都市計画費、28節、繰出金では、公共下水道事業特別会計への補てん的繰出を減額してございます。

住宅費、11節、需用費では、修繕および改修により不足が見込まれるため、町営住宅用修繕料を増額してございます。

1枚めくりまして、14ページをお開きください。

9款、消防費では、財源の移動のみの補正でございます。

10款、教育費、事務局費、3節、職員手当では、特別職、職員の給与改正および人事異動に伴い、それぞれ所要額を補正してございます。

小学校費から中学校費では、財源の移動のみの補正でございます。

15ページに移りまして、14款、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、28節、繰出金では、簡易水道事業特別会計への災害補てん繰出を新たに計上してございます。

災害対応費、3節、職員手当では、管理職員が災害対応業務で勤務した際の手当てとして管理職員特別勤務手当を、8節、報償費では、災害検証委員会委員報償費をそれぞれ新たに計上してございます。

なお、検証報告結果のまとめは、来春をめどに作成する予定でございます。

19節、負担金、補助及び交付金では、災害復旧に係る調査設計および濁水対策として、水道事業会計補助金を増額してございます。

7ページ、歳入にお戻りください。

14款、国庫支出金、民生費補助金では、臨時福祉給付金給付事業補助金を増額してございます。

15款、道支出金、農林水産業費補助金では、産地パワーアップ事業補助金を新たに計上してございます。

17款、寄附金、民生費寄附金では、社会福祉事業用として町内の遠藤昭助氏以下2名のかたからそれぞれご寄付をいただきましたので、新たに計上してございます。

18款、繰入金では、起債予定額増額による財源移動および今回の補正に伴う財源調整

のため、公共施設整備基金繰入金、財政調整基金繰入金をそれぞれ減額してございます。

20款、諸収入、雑入では、今回の補正に伴う財源調整のため、備荒資金還付金を増額してございます。

21款、町債では、限度額の確定などに伴う起債額の変更と、新たに適用見込みとなった事業を計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 特にこれという質問ではないんですけれども、14ページ、10款の小中学校のトイレについて、子どもたちの喜ぶ顔と、町長に言えば何でもしていただけているんじゃないかなと。

ただ、子ども議会の終わった後にこの議案書をつくられたのか、それとも提出されて、「これはもう質問どおり、トイレをつくってやろう」というふうな思いで、もうこの予算を計上していたのか。その1点をお聞きしたいなど。

それから、備荒資金でございますが、災害のときにこつこつと積んでいる資金が、いざ使うとなったら、何かもったいなくてこの資金が少なくなったらどうしようという、そういうふうな思いに駆られる人もいます。

町長は、規則だとかそういうものはないと思うんですけれども、出すにしても今回の災害はひどいという思いがあるのかどうかだけ、お聞きしたいなと思っております。

以上2点、ご質問します。

◎菊地康雄議長 石塚学校教育課長。

◎石塚将照学校教育課長 小中学校のトイレ改修についてお答えいたします。

この屈足南小学校と屈足中学校のトイレの改修ですが、これは当初予算より計上されていたものでありまして、既に工事が完了したものです。

今回は財源移動ということで、一般財源で実施予定だったものを地方債の対応にした補正でございます。以上でございます。

◎菊地康雄議長 渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 備荒資金についてお答えいたします。

備荒資金のほうにつきましては、定期的に積み立てをして、災害等に向けての資金ということで積み立てしております。

今回につきまして、大きな災害があったということで、優先的にというか、財源調整をしていくときにはこの資金を使っていくということで、今回はそういう考えのもとに資金を充ててきたところでございます。

今後とも、これから災害査定を受けながら、いろいろと工事等も出てくるかと思いますが、そういう場合も全体の中の予算を考えながらになりますが、資金を充てていかななくてはならないという、財源を調整しなければならない場合につきましては、備荒資金をいうものを優先的に考えていきたいなと思っております。

◎菊地康雄議長 ほかに。1番、長野議員。

◎長野章議員 12ページですけれども、4款と6款についてお伺いします。

両方とも19節なんですけれども、まず4款の衛生費の医療施設および機器等支援補助金ですけれども、屈足に開設した医療施設の補助金なのか、この内容をお聞かせ願いた

いと思います。

それから、農業費の産地パワーアップ事業、コントラというお話を今聞いたんですけれども、このコントラ、何といいますか、機械の入れ替えだったのか、それとも事業を少し拡大しようとしているのか、その辺。

この2点について、伺います。

◎菊地康雄議長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 4款の衛生費の部分について、お答えいたします。

医療施設および機器等支援補助事業でございますが、町内に10年以上住まわれている医業もしくは歯科医業を行っている診療所に対して行う補助事業でありまして、今回の場合は新得地区内にあります新得歯科診療所の補助でございます。

この補助事業につきましては、平成23年度に創設した補助事業でありまして、町民の安全安心という観点から医療の確保等を充実させていきたいと思いますということで創設された事業でございます。

10年以上町内において診療を行っている医療機関に対して補助を行っていくという内容でございます、23年度から5年間に限りの事業ですので、平成29年3月31日をもって終了する事業であります。

それで、対象となる医療機関で利用されていない関係する診療所もしくは歯科診療所から申請があったものに対して、順次補助を出しているというような状況で、今回、新得歯科診療所が申請をあげてきたことによって、補正を組んだということになります。以上です。

◎菊地康雄議長 福原産業課長補佐。

◎福原浩之産業課長補佐 産地パワーアップ事業補助金について、ご説明いたします。

これは、JA新得町が新設する畑作コントラクター部門において、大豆の収穫作業を実施することにより、収益性の高い大豆の作付面積を増加させ、販売額を増加させる目的で、新たに大豆収穫用コンバイン1台を導入する事業であります。以上です。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第71号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第72号 平成28年度新得町介護保険特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第10、議案第72号、平成28年度新得町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第72号、平成28年度新得町介護保険特別会計補正予算、第2号

についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ95万7,000円を追加し、予算の総額を7億317万9,000円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開きください。

1款、総務費では、介護保険制度改正に伴うシステム改修のため、自治体情報システム協議会負担金を新たに計上してございます。

3款、地域支援事業費では、時間外勤務手当、給与改正に伴う勤勉手当をそれぞれ増額してございます。

4ページ、歳入にお戻りください。

2款、国庫支出金では、システム改修に係る財源として、システム改修事業補助金を新たに計上してございます。

6款、繰入金では、今回補正の財源調整として事務費繰入金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第72号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第73号 平成28年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第11、議案第73号、平成28年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第73号、平成28年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ285万2,000円を追加し、予算の総額を7,227万6,000円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費では、濁水対策のため、ろ過池目詰まり防止シート購入費を新たに計上してございます。

4ページ、歳入にお戻りください。

3款、繰入金では、今回の財源として、一般会計繰入金災害補てん繰入金を新たに計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第73号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第74号 平成28年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第12、議案第74号、平成28年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第74号、平成28年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万2,000円を追加し、予算の総額を3億1,331万9,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更によるものでございます。

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正は限度額を変更してございます。

6ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費、2節、給料および3節、職員手当では、給与改正に伴いそれぞれ所要額を増額してございます。

事業費では、財源の移動のみの補正でございます。

5ページ、歳入にお戻りください。

4款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金補てんの繰入を減額してございます。

7款、町債では、起債申請に伴い、新たに計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第74号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第75号 平成28年度新得町水道事業会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第13、議案第75号、平成28年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第75号、平成28年度新得町水道事業会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、平成28年度新得町水道事業会計補正予算第2号は、次に定めるところによるものでございます。

第2条および第3条では、収益的収入支出および資本的収入支出予定額について、それぞれ補正をするものでございます。

2ページを御覧ください。

上段の収益的収入及び支出の収入では、第1款、事業収益で第4項、特別収益について、災害応急復旧に係る費用として、一般会計補助金を増額してございます。

支出では、第1款、事業費で第4項、特別損失について、災害応急復旧に係る濁水対策のための目詰まり防止シート等資材購入のための備消耗品費260万9,000円を新たに計上してございます。

下段の資本的収入及び支出の収入では、第1款、資本的収入で第1項、補助金について、災害応急復旧に係る費用として、一般会計補助金を増額しております。

支出では、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費で、委託料として取水口復旧のための災害復旧調査設計費1,865万2,000円を増額補正しております。

次の3ページから6ページにかけては、今回の補正に伴うキャッシュフロー計算書、予定貸借対照表の資料でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第75号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、12月3日から12月12日までの10日間、休会することにいたしたいと
思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、12月3日から12月12日までの10日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 10時47分)

平成28年第4回新得町議会定例会（第2号）

平成28年12月13日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
		諸般の報告（第2号）
1	意見案第8号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
2	意見案第9号	大雨災害に関する意見書
3	意見案第10号	J R北海道への経営支援を求める意見書
4		一般質問

○会議に付した事件

意見案第8号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
 意見案第9号 大雨災害に関する意見書
 意見案第10号 J R北海道への経営支援を求める意見書
 一般質問

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	10 番 吉 川 幸 一 議員
11 番 高 橋 浩 一 議員	12 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	浜	田	正	利
教	育	長	武	田	芳	秋
監	査 委	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	田	中	透	嗣
総	務 課	長	渡	辺	裕	之
地	域 戦 略 室	長	佐	藤	博	行
町	民 課	長	鈴	木	貞	行
保	健 福 祉 課	長	坂	田	洋	一
産	業 課	長	鈴	木	義	夫
税	務 出 納 課	長	木	村	秀	光
児	童 保 育 課	長	中	村	勝	志
消	防 署	長	増	田	和	彦
産	業 課 長 補	佐	佐々	木	隼	人
税	務 出 納 課 長 補	佐	若	原	俊	隆
屈	足 支 所	長	金	田		将
庶	務 係	長	小	林	健	利
財	政 係	長	桑	野	恒	雄

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校 教 育 課 長	石	塚	将	照
---	-----------	---	---	---	---

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務 局 長	初	山	一	也
---	-------	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務 局 長	西	山	喜	代	司
書	記	菊	地	克	浩	

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第2号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 意見案第8号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

◎菊地康雄議長 日程第1、意見案第8号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第2 意見案第9号 大雨災害に関する意見書

◎菊地康雄議長 日程第2、意見案第9号、大雨災害に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第9号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第3 意見案第10号 J R北海道への経営支援を求める意見書

◎菊地康雄議長 日程第3、意見案第10号、J R北海道への経営支援を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第10号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第4 一般質問

◎菊地康雄議長 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

[長野章議員 登壇]

◎長野章議員 通告を許していただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。私は今回の一般質問で、浜田町政3期目の最終年度の予算になることから、浜田町長の公約について伺いたいと思います。

いまだ実現できていない課題についてはどのように考えているかお伺いをし、また次年度の予算編成の考え方および公約実現のための予算、台風による災害復旧に係る予算およびスケジュールについて、議論させていただきたいと思います。まず、1項目目ですけれども、平成29年度当初予算はということ。

1. 平成29年度当初予算編成は（予算編成の考え方、浜田町政3期の総括）

平成29年度の予算に向けて、各課からの予算要求が終了したところだと思います。私は、毎年この時期の議会において、次年度の当初予算編成の考え方、取り組もうとしている事業などをお伺いしてきました。当然今年も同様の考えでお伺いしたいと思いますが、今回は浜田町長の3期の最終予算編成ということもあり、この3年間に多くの議員が一般質問を通じて町政の課題、重要施策、公約等について議論をし、その結果として検討課題が多々残されていることと思います。

私もこの間、毎回定例議会において、まちづくりの課題、町民が求めていること、あるいはこれからの新得において早急に取り組まなければならないことについて議論させていただきました。

浜田町長にとって3期目の仕上げの年となることから、公約の実現に向けて具体的な予算が計上されることと思いますが、私が質問したことの中で検討したいとしたことを含めてどのように予算編成をするのか、お伺いをしたいと思います。

今回、7点に絞ってお話しをさせていただきたいと思うんですけれども、この7項目については、ある程度進んでいるもの、また進んでいないものというふうに私なりに考えて7項目に絞らせていただきました。私の任期中に質問した項目で、私も3期目ですからそれ以前もあるわけですが、今回は今期に限って質問させていただきたいと思います。

それぞれ今まで質問してきた事項ですから、初めてではないわけですが、町長から「検討をする」というような回答をいただいたものについて、どのようになっているか、再度お伺いをしたいと思います。

まず、人口対策についてですけれども、役場内の検討委員会、各界の委員による検討委員会、若年層によるワーキンググループなどからどのような提言があったのか、どう取り組むのか、お伺いしたいと思います。

移住者対策ですけれども、移住者相互の意見交換、交流の場、どのようなことが提言されているのか。また予算化するのかということもお伺いしたいと思います。

移住されたかたでいろんな話し合いをしているというのは聞いておりますけれども、それらを後押しするような形で予算化していくのかどうなのか、お伺いをしていきたいと思います。

それから、空き家、空き地対策ですけれども、役場内の検討委員会あるいは地域、建築、福祉、防災等に関わる協議会において出された意見をどのように反映させていくのか、お伺いします。

それから、高齢者が安心して暮らせるまちづくりの1つとして、除雪対策がありました。広報でしたか、今回、企業を巻き込んで企業ボランティアといいますか、ボランティアではないですけれども、有償の除雪をしていくというようなお伺いはしていますけれども、そうした企業も含めて、どうやって町行政として一緒に取り組んでいくのか、その辺お伺いしておきたいなと。

今の段階では、たぶんそれぞれの利用者が業者さんにお金を払ってということですから、あまり希望はないのかもしれませんが、今後どのようになるのか、お伺いをしていきたいと思います。

それから、そば道場の整備なんですけれども、いろんな人のお話を聞いて進めていくというお話を前にいただいておりますので、それらが進んでいるのかどうなのかというのを含めて、お伺いしたいと思います。

歴史的建造物の行方ということなんですけれども、たぶんまだあまり話は進んでいないのかなというふうに思いますけれども、これらもあまり時間はおけないんじゃないかなというふうに思いますので、早急に結論を出す必要があるのではないかなということで、今回どのような考えでいるのか、お伺いしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、公約にある交流宿泊施設ですけれども、住と食の環境整備を図りたいとの考えでしたが、具体的な施設の考え方および予算措置についてどうされたのか、お伺いしていきたいと思います。

以上、私がこの間質問した中で、予算計上が必要であり、あるいは今後の取り進めをはっきりすべきものと認識しているものでありますので、これは私が認識しているものでありますので、町がどのように考えるか、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

まちづくりの課題、あるいは早々に取り組みを必要とすることについて提案、あるいは考え直すべきだと申し上げてきました。

浜田町長は、課題が出されることに対し、「スピード感を持って取り進める」と繰り返し説明をされてきました。私は町民の思うスピード感と町長の思うスピード感が違っているような気がしますので、その辺をお伺いしておきたいと思います。

その上で、3期目の締めくくりの予算編成にあたり、具体的な取り組みが見えないものについて明確に示していただきたいし、一般質問を通じて検討するとした課題について相当な時間がありましたので、十分検討されたと思いますので、ぜひ具体的な予算措置について、町長の考えをお伺いしておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

まず長野議員におかれましては、この間、さまざまな視点、それからさまざま時にいろんな提案をいただいておりますこと、まずもって感謝を申し上げたいと思っております。

その上で、個別具体的にご質問がありますので、その辺につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、1点目の人口対策についての提案に関してであります。昨年策定しました本町の人口ビジョン、総合戦略の検討過程それぞれで、各界、各層の委員からなる町づくり推進協議会委員を母体としまして、労働団体、報道機関を加えた策定会議やパブリックコメントなどでご意見を伺い、出された意見を加味して計画をまとめてきたところがあります。

人口対策は、これまでも申し上げていますが、まちづくりのために行う施策全てがつながっていくものと考えておりますので、総合計画や総合戦略に盛り込んだ施策を着実に進め、新たな視点での施策も加えながら取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の移住者との意見交換に関してであります。これまでに移住されたかたや地域おこし協力隊のかたがたと随時情報交換を行っておりますが、具体的な提言というものはないというふうに考えております。

移住対策は人口を維持していくために継続して取り組んでいく必要があります。これまでにやっている事業に加え、人材確保にもつながるように工夫を凝らした取り組みを検討しているところであります。

3点目の空き家、空き地対策についてであります。空き家の除去と活用を促進するため、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されております。

新得町においては、平成27年7月から関係する課による庁舎内検討会議と、法務・福祉・町内会・警察・議会関係者などによる対策協議会を設置し、この中で議論をいただき、平成28年4月に新得町空家等対策計画を策定したところであります。

次に4点目の除雪対策に関してであります。昨年度、試験的ではありますが、有料の除雪・排雪支援事業を2月1日からスタートしまして、2月、3月の2カ月間で5回の除排雪を行ったところであります。新得で8世帯、屈足で2世帯の利用がありました。

今年度はシーズン当初から事業を実施しまして、町民の皆さんのニーズを確認しながら、今後もしばらくどのような形がいいのか検討を加えながら取り進めていきたいというふうに考えております。

また、福祉除雪対策につきましては、社会福祉協議会と引き続き連携を図りながら個人ボランティアの募集、町内会単位での協力体制、企業ボランティアへの働き掛けにより除雪体制の充実を図り、高齢者のかたがたが少しでも安心して暮らせるための体制を整えていきたいと考えております。

5点目です。そばの振興としてのそば道場の整備についてであります。「そばの町新得」の振興を図るためのそば打ち場所として、公民館や保健福祉センターなど、既存の施設の活用も含め、専用施設の必要性について検討をしているところであります。

施設整備に関しましては、そば博覧会の実行委員会や復興しんとく新そば屋台村の反省会などで、今後の課題について意見交換を行っていますが、整備に係る具体的な議論までには至っていないのが現状でありまして、今後も引き続き関係するかたがたの意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

6点目につきましては、教育長からお答えさせていただきます。

7点目の交流宿泊施設についてであります。町内で働く若年層や単身赴任者、独り暮らしの高齢者の居住を確保するとともに、食生活の改善や町民の交流空間を備えた多

目的交流宿泊施設を整備し、定住ならびに町民のコミュニティの醸成を図ることを目的に、庁舎内で打ち合わせを進めているところであります。

現段階では、施設の規模の妥当性や食堂・交流棟の設備仕様、運営方法について検討しているところでありますので、施設の具体的な考え方が整理された段階で告示していきたいと思っております。

次に新年度の予算編成の考え方がありますが、ご承知のとおり、台風被害に対する復興・復旧が急務でありまして、それらの関係事業を最優先ということで臨まざるを得ないのが現状であります。

よって、その他の事業につきましては、義務的な経費を除き、事業内容を十分勘案しながら、方向性を含め、取りまとめをしていきたいというふうに思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 6点目のご質問にお答えいたします。

歴史的建造物の行方についてということでありますけれども、先般6月定例議会で、部分的な保存方法などそれ以外の可能性を含めて検討するため、もう少し時間をかけて結論を出したいとお話しさせていただきました。それ以降、検討は行っておりますけれども、現状では進展していない状況であります。

今後もどのように進めるか、いろいろな角度から引き続き協議をしていきたいと考えているところであります。以上であります。

[武田芳秋教育長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 ご答弁をいただきました。予算編成の考え方については、災害復旧、復興を最優先に実施すると伺いましたので、私もそのように進めていただければなというふうに思っております。

今回の質問でちょっと残念なのは、私は項目ごとに、できれば何かどこかで予算措置がされているのかなというふうに思ったわけですが、残念ながら私の質問で1つも予算措置にはなっていないというのが状況だというふうに思います。

進んでいるのは、さきほどもお話ししたように、除雪対策については利用する人の希望もありますから一概には言えませんが、この中で行政として何らかの手助けをしてやることができないのかなというふうに思いますので、今後の課題かなというふうに思っています。

それから、そばの話をさせていただきましたので、そばの振興の話していただいた中に、そば博覧会の話もありましたので、今後どのように、考えているかどうかはまだ何も考えていないということなのかどうか分かりませんが、一応町長からそばの振興の中でお話しをいただきましたので、何かあればお聞かせ願いたいなど。まだそういう状況ではないということであれば、それは私の質問事項から少しは離れるかなというふうに思いますので、それは特に強力にお願いする事項ではないというふうに思いますので、あればということでお伺いしておきたいと思っております。

その上で、災害および一般的経常経費以外に、平成29年度の重要課題あると思うんですよね。その中で、その事業をもし計画していれば、お聞かせいただきたいと思うんです

よね。

私なりにいろんな課題があるというふうに思っていますけれども、やはり今後、駅前周辺の整備だとか、それから役場庁舎をどういうふうにしていくのか、これは1回、一般質問させていただいて、もう少し検討を要するということでしたけれども、今回の災害を含めて、やはり早急に検討していかなければならない事項でないかなというふうに思いますので、そういったことが今後庁舎内の検討委員会だとか、またそういった中で検討されていくと思うんですけれども、そういう課題があるというふうに私は認識しておりますので、またどこかの時点で一般質問で議論させていただきたいなというふうに思っております。

それで、浜田町長が町政、今回で3期担当してこられて、町長の公約が具体的にどう実現され、本町の発展にどのように寄与してきたかということはどういうふうに考えているか、お伺いをしたいと思います。

これはいろんな項目がありますから項目ごとというのは、たぶん無理だと思いますので、総体的にどういう考え方なのか。

それから、また今後、本町が発展していく上で、最重要課題と思われるものに対して考えがあれば、併せてお伺いしておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。まず、長野議員の提案が予算の問題の中でどう反映されたかという、その辺、若干かみ合っていなかった部分があるかなと思っていますので、担当のほうとしてはいただいた意見というのは十分加味した中で、計画の策定づくり等には十分生かしてきたという、そういう認識で今回答弁をさせていただいたところであります。

それから今、そばの話がありましたけれども、新得町の特色の1つでありまして、これからは機会があれば、そばを切り口にした振興策というものは当然続けて、われわれはいきたいと思っています。

しかし、全てが行政だけでできるわけではないのも現実でありますので、関係するかたがたとまた相談をしながら、少しでも町の特性の1つを伸ばしていけるような施策というのは、取り組んでいきたいなというふうに思っております。

それから今、3期の総括的な若干話があったのですが、まだまだそういうことについて手を付けていないというのが正直なところでもありますけれども、しかしこの間、自分自身の中で1期、2期、3期、全部そうですけれども、われわれの仕事というのは、町民の生活を支えるというのをこの間、職員に話をしてきました。

では「町民の生活を支える」というのはどういうことなのかと。それぞれ職員が思っていることとわれわれが思っていることは、当然差があって私は仕方がないというふうに思っていますので、その辺の差をどう埋めていくのかということで、この間合意形成というものをきちんとやはり職員全体の中であらためて進めるべきだということで、結構口を酸っぱくして今、言ってきておりまして、どうしてもやはりいろんなものを支えるのは人材ということでありますので、組織としての人材育成というの、同時に進めるという、そういった観点で今、進めてきております。

その上で、長野議員の質問の中にもスピード感という話がありました。あえて、あえてと言ったらたいへん失礼な言い方なんですけれども、1回目の答弁では私、しなかったんですけれども、全て相手のあるものでもあり、また職員がどうつくっていくのかと

いう、そういった課題もあって、長野議員の考えているスピード感と結果としてわれわれが今やっているスピード感に、場合によってはやはり差があるということも現実かなというふうに思っていますけれども、その辺、職員全体のレベルアップを図っていくという意味で、今しばらく温かい目で見ていただければなというふうに思っております。

また個別具体的にいいますと、財政運営全般については、将来の負担をなくしていくというのが財政運営の基本としながら施策全てを取り組んできたつもりでありまして、今回の予算についても、重要な取り組みになるかなと思っております。

しかし、災害という特殊事情でありますので、この辺についてはちょっと申し訳ないですけれども、将来の負担は増えるかもしれませんけれども、それはご容赦いただきたいなというふうに思っております。

その他懸案であります、この間、公約の中にもあります、いろんな問題がたくさんあるのが現実でありまして、どう整理していくかというのが、残された時間の中で方向性というものをきちんと整理させていただきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、われわれ役場というチームで仕事をしておりますので、これからもそういった中で職員と一緒に頑張って対応していきたいなというふうに思っております。

長野議員の質問と私の答弁、若干ずれもあるかもしれませんが、現状での答弁とさせていただきます。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 3回目になりますので最後になるかと思うんですけれども、いろんな課題があるということで、私も理解しています。

それから、1回目の質問でいたしました、行政は継続性ですから、特にダメだということではないんですけれども、一定程度もし予算措置がされればなというようなものもあったものですから、今回質問をさせていただきましたけれども、やはり急ぐ問題というものもあると思うんですよね。ですから、それが今回、私の項目の中では急ぐ問題ではなかったのかなというような、そういった捉え方もしていますので、また後で議論させていただければなと思います。

そこで、町長の公約の話を最後にお話いただきましたけれども、私もいろんな問題があるし、たぶん3期の中で全て解決というか、公約を実行できないというふうには思いますけれども。

しかし、この任期中というか、3期目に町民のかたに約束した公約はやはりある程度完結するというような形で、町長が責任を持って解決していくというふうなお約束をしていただければなというふうに思いますので、しつこくなりますけれども、ぜひ公約実現に向けて努力していただければなというふうに思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 最初の質問のほうにもう一度戻りますけれども、さきほど言ったように、長野議員の質問とわれわれのほうの答弁がかみ合っていない部分ということの、今もお話しがあったかと思うんですけれども、予算措置の問題については、あらためてそれぞれ担当課、今回の質問を含めて洗い直しさせていただきたいなと思っています。

それから公約の問題でありますけれども、頭出しをして、その任期中に終えることもあったと思っています。これは1期目もそうですけれども。

しかし、1つの方向性を出すのも、結果として公約の1つかなというふうにも思っておりますので、その辺約束した事項については、そういう道筋というものをやはりきち

んとできるように残された時間、努力していききたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 1 番、長野議員。

◎長野章議員 それでは、2 項目目にいきたいと思います。災害復旧状況はということで、1 項目目の質問であらかたといいますか、おおかたご答弁いただいたんですけれども。

2. 災害復旧状況は

8 月の連続 4 台風により甚大な被害を受け、復旧を進めてきているところだというふうに思いますが、次年度の当初予算において、災害復旧をどう図っていくかということでお伺いしたいと思いますが、災害復旧を最大限というか、最優先にやるというお話もありましたけれども。

私、委員会の中でもちょっとお話しをさせていただいたんですけれども、やはり水の問題、今回非常に大変だったというようなことで、今日の新聞でしたか、道新にもちょっと災害関係で載っていたわけですが、やはりある程度、一経路でなく二経路、三経路まで、整備できるかどうか分かりませんが、そういったことをぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

災害復旧の状況ということでありまして、ご承知のとおり、8 月 17 日の台風 7 号から 30 日の台風 10 号ということでありまして、本町はかつてない被害を受けたというふうに認識しております。

その上で、被害状況、若干あらためて報告をさせていただきますが、公共施設だけということでお話しをさせていただきますけれども、現状で把握している被害箇所については 339 カ所あります。

この間、復旧見込みということで、公にしているのが 24 億 4,000 万円というふうに集計をしております。

そのうち、今日までに町のほうで直接応急復旧したもの、もしくは業者のかたにお願いして、発注を終えているものでありますけれども、今現在で 339 カ所のうち 271 カ所、何らかの形で手を付けております。

残る箇所、60 数カ所ではありますが、今現在災害査定という、国のほうで対応していただいているんですけれども、その査定が終わり次第、なおかつ終わった段階で認められ次第、補助事業で対応していきたいというふうに考えております。

なお、この中には、ご指摘のありました上水道についても入っております。

今の時点でタイムスケジュール、なかなか明言できるような状況にありません。また、議員の懸念されている事項についても、明確には答えられる状況にはありませんけれども、安心してインフラ整備というものがこれからも進むように、最大限努力をしていきたいというふうに思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 1 番、長野議員。

◎長野章議員 答弁いただきました。災害関係については、ほかの議員のかたも項目の中に載っておりますので、私はこれで終わりたいと思いますけれども、まだまだ 300 何

カ所という災害があつて残るわけですから、ぜひいろんなことを考えながら、災害復旧に力を入れていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。これで終わります。

[長野章議員 降壇]

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

[佐藤幹也議員 登壇]

◎佐藤幹也議員 私からは屈足地域における「義務教育学校」の設置についての1項目の質問をさせていただきます。

1. 屈足地区における「義務教育学校」の設置について

改正学校教育法の成立により、今年度より小中一貫教育を行う「義務教育学校」が創設されております。

「義務教育学校」に移行することのメリットとして、教育課程を現行の「6・3制」を「4・3・2制」や「5・4制」など、自由に組み替えることができ、子どもの発達の低年齢化に対応したカリキュラムを組んだり、地域の特性を活かした科目を取り入れられるなど、多くのメリットがあります。

屈足地域においては、10年ほど前から小中合同PTA事業や教員の連携を深めるなど、小中一貫教育に移行できる環境を整えてきました。また、小中合同運動会の準備も進められ、近い将来、開催の方向で考えられております。

そういった環境の中、屈足地域での「義務教育学校」の設置を提案するわけですが、町の考えをお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

「義務教育学校」につきましては、一体的な組織体制のもと、地域の実情を踏まえ、9年間の一貫した系統的な教育課程を編成することにより、小中間の連携が促進され、義務教育全体の質の向上を図ることを目的として、平成28年4月から創設されたものであります。

国では、教育再生実行会議における提言を受け、小学校、中学校などの学校間連携の推進や、小中一貫教育の設置促進に向けた取り組みが積極的に進められており、平成28年度においては、全国で22校の「義務教育学校」、117件の小中一貫型小学校・中学校が設置されたところであります。

道内におきましても、斜里町の知床ウトロ学校、中標津町の計根別学園が平成28年度に「義務教育学校」として開校し、そのほか13地域で小中連携・一貫教育を実践しており、その有効性から、今後においても、道内各地域において小中一貫教育の推進がより一層図られていくものと考えているところであります。

本町におきましては、新得、屈足、トムラウシ3地域でそれぞれの小中学校において、既に小中学校間の連携を行っており、中学校教員が小学校に乗り入れ授業を行ったり、学校行事の合同実施など、さまざまな相互交流や連携を行っているところであります。

その成果としましては、「児童にとって中学校入学前に中学校の授業の様子が分かり、進学に対する不安が軽減された」というようなことや、「小中学校の授業の進め方や児童生徒の関わりを学ぶことができた」と、そういう結果が得られており、小中学校間の

連携の重要性を感じているところであります。

また、国の調査においても、学力の向上や生徒指導上の課題解決、教職員の意識向上など成果が上がっており、ますます重要性が増してきていると認識しているところであります。

今後におきましては、小中一貫教育の重要性・有効性を鑑み、先進事例について情報収集するなど調査研究を行い、教育効果や課題を検証するための組織づくりをするなどして、新得、屈足、トムラウシそれぞれの地域において、これまで以上に地域の特性を生かした教育の充実が図られるよう検討してまいりたいと考えているところであります。以上であります。

[武田芳秋教育長 降壇]

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

◎佐藤幹也議員 小中一貫教育を行うことにより、地域の子どもの学力は必ず上がると思います。

5年前から取り組んでいる全町教育、これから始まるコミュニティスクールなど、教育に関わる事業、そういった点を線で結び、教育レベルの高い地域として、地域創生に取り組んではいかがでしょうか。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 まず初めに、小中一貫教育の効果ということなんですけれども、9年間の義務教育で児童、生徒を育てていく教育目標を掲げて子どもの成長に合わせた教育課程を編成する、そのことによって9年間の系統的な教育活動が実践できるということと、中学校で行われている専門授業につきまして、小学校から経験ができるということによって、学力向上になるのではないかとということでは言われております。

また、それを一層進めていくということになりますけれども、保護者や地域住民など、地域ぐるみで子どもたちの学ぶ、そういう支える環境づくりが必要かなというふうに思っております、その支える環境づくりとして、コミュニティスクールの設置が今、促進されているところであります。

国では、「全ての公立学校においてコミュニティスクールを目指すべきだ」というふうに言っております、各教育委員会にも積極的に設置するようにということでは言われており、提言されているところであります。

その設置の状況を説明しますと、全国では全体のまだ10パーセントまでには達していないんですけれども、28年4月1日現在でいきますと、全国で2,806校ほど指定されておりまして、前年度より417校増加しているということで、北海道においては、64校指定され、昨年からいきますと27校増加しているということで、今後も増えていくのかなというふうに思っているところであります。

その設置している学校の状況を聞きますと、子どもの学力だとか、学習意欲が向上したとか、生徒の指導上の課題解決など、そういう効果があったというふうに聞いているところなんですけれども、一方では、教職員の負担が増えたとか、今までの取り組みについて整合性がどうかという課題もあるというふうに聞いているところであります。

新得町、ご存じのとおり、全町教育を推進しております、真の学力の向上、そういうことを目指して学校と地域、家庭が一体となって、地域における教育を展開しているところであります。

そして、新得小学校と屈足南小学校で今実践しています土曜授業、この事業についま

して、地域のかたがたが積極的に教育に関わって、町全体で子どもたちを育成しようということで、地域社会とのつながりや支え合いを大事にしているところであります。

このように、全町教育はさらに効果的になるということにつきましては、やはり今言われました小中一貫教育やコミュニティスクールの効果だとか、課題を今後検証しながら、これからの時代を生きていく子どもたちのために、学校と地域の目指すべき連携だとか協働の姿を見つめながら、地域における教育の充実をこれから図っていけるように推進していきたいなというふうに考えているところであります。以上であります。

◎菊地康雄議長 4番、佐藤議員。

◎佐藤幹也議員 十勝管内でも、一貫教育に取り組んでいるところはあるかもしれませんが、「義務教育学校」の設置についてはまだありません。管内での先駆けとして、ぜひ取り組んでいただければというふうに思います。

教育長の答弁の最後に「推進していく」と。「検討」ではなく「推進していく」というお言葉もいただきましたので、それに期待して私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

◎菊地康雄議長 武田教育長。

◎武田芳秋教育長 さきほども述べましたが、新年度から小中一貫教育、それからコミュニティスクール、そういうものを調査研究して、関係するかたがたとそれぞれさきほど言った課題だとか、効果だとかを検証して、来年からそういう期間として、体制を進めていきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

[佐藤幹也議員 降壇]

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。11時までといたします。

(宣告 10時48分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時00分)

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

[湯浅真希議員 登壇]

◎湯浅真希議員 私のほうからは、狩勝高原園地再整備事業について、お伺いしてまいりたいと思います。

1. 狩勝高原園地再整備事業について

平成22年に狩勝高原の観光地化を核とし、活性化を促進するために再整備事業の基本構想が策定されております。翌年には町民とワークショップが行われ、「再整備は早急に進めず、町民の関心を育てながら組み立てる」とのことでした。

その結果を踏まえ、「園地活性化プロジェクト」として平成24年より造園設計会社である高野ランドスケープさんに委託をし、3年間で委託料約3,031万円、そのほかにもガーデンの整備やイベント補助事業費として約987万円を使いながら、3年間をかけ、段階的な試験取り組みを行ってきました。

平成27年には、3年間の取り組みをまとめた事業報告書が出されております。また、それに基づき、昨年は引き続き高野ランドスケープさんに委託をし、さらに約1,990万円を支払い、再整備の実施設計が作成されております。

平成22年から平成27年の6年間で委託料、調査費、事業補助など合計で約7,584万円

がこの事業に既に使われております。

そこで4点、お伺いいたします。

まず1点目に、現状のまま整備を行っても、施設や維持管理に将来課題を残すと判断し、3年間の試験的取り組みを行いました。

計画方針では町民利用の視点、町一体となって取り組む仕組みづくりなど、さまざまな課題が書かれておりました。昨年行われた平成27年度の実施設計は全体をどのように総括し、実行に移られたのでしょうか。

2点目に、基本構想の策定から既に6年がたっております。「ガーデン事業」という季節性や天候のリスクも高い事業が、本町に本当にふさわしいとお考えなのでしょうか。これから先、「ガーデン事業」というマーケットがどこまで伸びるとお考えなのでしょうか。いま一度あらためて精査、検討する必要性はないのでしょうか。

3点目に、このまま事業を進めると、狩勝高原に観光地予算が一極集中していくことが考えられます。将来的な本町の在り方、まちなかとのバランスをどのようにお考えなのでしょうか。

最後4点目になります。今年の8月に、本事業への概算事業費が約11億1,200万円と示されました。100パーセント行政支出の事業ですが、その後の運営、維持管理はどこがどのようにされる予定なのでしょうか。

以上4点、よろしくお願いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 湯浅議員のご質問にお答えいたします。

狩勝高原園地の再整備についてであります。観光客の誘致を図るため、平成23年度より狩勝高原園地再整備基本計画の策定に向け、企画提案型による委託業者を選定し、整備の検討を行ってまいりました。

この間、町民のかたがたや周辺事業所などにアンケートやヒヤリング調査、町民の皆さんとのワークショップ、町民説明会などを実施してきたところであります。

その上で、1点目の質問であります。3年間の試験的な取り組みでは、町民の関心、周辺事業者との連携、地域資源の活用、再整備のテーマ、管理運営手法などを模索し、その経過は説明会やホームページ等でお知らせしてまいりました。

その結果、再整備のコンセプトを庭園と鉄道を軸とした観光ガーデン施設と家族で過ごせる公園とし、十分に魅力的で集客効果があるとの検証がなされたことから、平成27年度に園地再整備の具体像を把握するため、実施設計業務を実施したところであります。

2点目の質問ですが、本町には昨年度約112万人の観光客のかたがおいでになっております。4月から9月の夏季期間には29万人と全体の4分の1程度となり、夏季の観光客の入り込みに課題があります。

この夏季の観光振興を図るため、ガーデン事業に着目し「北海道ガーデン街道」や「ひがし北海道広域観光周遊ルート事業」と連携しながら、整備目的であります観光客の誘致につなげてまいりたいと思います。

なお、その年の財政状況や入り込み状況を見極めながら、整備規模や内容については、精査して取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の質問ですが、狩勝高原は本町にとって大事な観光資源であります。再整備を進め、観光客の誘致を図り、市街地への誘導など、町全体の相乗的な経済効果につなげ

ていきたいと考えております。

4点目の質問ですが、再整備については、財源対策も重要な課題と考えておりますので、財源確保に努めながら、計画的に整備を進めていきたいと思いますが、2点目でお答えしたとおり、その年の財政状況や入り込み状況を見極めながら、整備規模や内容を精査していきたいと考えております。

また、運営・維持管理につきましては、具体的な実施整備の方針が決まり次第、専門的人材の確保を行うなどの検討を行いたいと考えております。以上であります。

〔浜田正利町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 ありがとうございます。行政としては、3年間試験的取り組みをした中で、十分に魅力的で集客もできると判断されたと。そして、全体的なことは精査しながら取り組んでいきたいという回答かなと思います。

その上で、3点再度お伺いしたいと思います。

委託先でもある高野ランドスケープさんが作成された資料の中に、このプロジェクトを進めるにあたって大切にすると3つの視点というものが示されております。

まず1つ目は、町民利用の視点が大切。2つ目は、町民の意識を高めることを第1段階とし、必要性の有無、規模など、時間をかけて検討する視点が大切。3つ目は、総合的戦略の視点、教育、福祉、農業など、他分野との関係性を構築し、町として戦略の中で本計画を位置付けていくことが大切と書かれております。報告書や説明資料の中に何度も出てくる言葉です。

確かに3年間、地域おこし協力隊であったり、観光協会や何名か職員のかたも狩勝高原へ行って一生懸命整備されたり、イベントをしてこられたと思いますが、一方でこの基本となる課題はクリアできたと行政側はお考えなのでしょうか。

町民からは、このような計画が進んでいることも知らなかったという声が多く聞かれました。初めて聞いたというかたもいらっしゃるくらいです。今回、行政がされた判断と多くの町民の判断とは、随分違うものになっているように思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

2点目ですが、本町の観光客の数は昨年十勝管内では帯広市、音更町に次いで3番目に多い数でした。さきほどご答弁いただいた中にもありましたが、そのほとんどが冬にいらっしやっています。そのお客様を町の中にも来ていただこうといろいろと取り組みをされていますが、実感として残念ながらそれほど多くはなっていないと思います。

その理由の1つとして、まちなかの整備がまだまだ整っていないからではないでしょうか。観光客を増やすことも大切ですが、経済効果というのであれば、どれだけお金を使っただかくか、観光客1人の消費単価が重要になってくると思います。そういったことから、本町が描いている将来の観光事業は、本当に戦略的と言えるのでしょうか。

最後に財源対策ですが、計画的に進めたいとのことですが、計画書のままだと事業は約11億1,200万円、運営には毎年4,000万円、収支計画では初年度は約1,600万円の赤字と書かれています。

さきほどのご答弁では方針が決まり次第とのことですが、結局は全て税金で賄うのかなと思います。民間であれば初期投資も回収し、運営ももちろん自前で行いますので最低限リスクマネジメントというものは行われます。本事業は観光事業ということからも、どの段階でどのような数字をもとに精査されるのか。税金を使う以上、事業の撤退ライ

ンなども町民に示しておくべきと思いますが、どのようにお考えになるのでしょうか。

以上3点、あらためてお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。まず1点目、町民との差があるというご指摘ですから、町民との差がないように、これからも努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、戦略的という言葉、今、お話しをされていましたが、その中でまちなかの整備も必要でないでしょうかということで、議員からお話しがありました。

議員の考える戦略的なまちなかの整備というものがもし具体的にあれば、ぜひ提案をいただいて、われわれと一緒に頑張って対応していければいいかなというふうに思っております。あらためてお願い申し上げたいというふうに思っております。

3点目、確かにこれは行政がやるということがどういうことなのか。それも十分われわれも考えております。民間事業者の中で全てが進めば、これに越したことはないという認識をしておりまして、そういった中において、1つの方向性をつけるためにどうしてもやはり行政が先に走らなくてはならないものの中にはあるという認識でおりまして、その中の1つかなというふうに思っております。

しかし、最終的に支持をされない施設というのは、結果としてやはり、後で見たら税金の無駄遣いになるという、そういうことについては、私も十分認識をしておりますので、その辺多くのかたと合意形成を図りながら、現状の認識、そして将来のリスクといったものをそれぞれが理解した上で、物事をどう手を付けていくのか、どうしていくのかということを総合的に判断しながら、これからも対応していきたいというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 この事業は、町民の協力が不可欠な事業でもあるというふうに最初から書かれていましたので、もう少し丁寧に町民へ説明をお願いしたかったなと思います。ひとつひとつ丁寧に課題をクリアしながら前に進まなかったのは、たいへん残念に思います。

まちなかの整備についてどのようにというふうに私のほうに質問がありましたけれども、まちなかの整備についてですが、今、そしてこれから先、何が私たちの町の中の課題なのか、根本をもう一度考えること、そして将来の観光事業はどうしていくのか、行政と町民とが認識を広く共有するべきだと思います。

何かをつくれば消えてなくなるということはありませんので、地域に残り続けて、町長がご答弁いただきましたように、その負担は町民が負っていくものです。

狩勝高原は確かに大切な観光資源です。何もしないよりはよいだろうという考えもありますが、今の状態でガーデン事業に進んでも結局6年前と変わらず、整備を行っても、将来維持管理に課題を残すという状況は何ら変わってはいないのではないのでしょうか。

どんな事業でもそうですが、町民不在にならないように十分な情報の開示をし、町民への説明責任を果たしながら進めていただきたいと思います。

その上で、最後に1点お伺いいたします。今年8月に行われた議員協議会では、整備はこれが基本となるコンセプトで、なかなか変えづらいとのことでした。

しかし、質問させていただきましたように、将来に不安を残す事業で、現状ではまだまだ町民不在と言わざるを得ないと思います。もう一度、将来に向けた再整備を検討し

直すべきかと思いますが、その必要性はあるのかなのか、簡単に結構ですので、ご答弁をお願いして、私からの質問を終わらせていただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。われわれはさきほども言ったように、仕事は町民の生活を支えるということでありまして、その上で、行政として皆さんがたの税金を使うということについては、常にやはり説明責任があるというのは、十分職員も理解しているというふうに思っております。

3期目の町長選挙のとき、今思い出したんですけれども、いろんなかたとお話しをしたときに、そのとき私、表現したのは「つもり病」という表現をして、職員にも話をさせていただきました。説明をした「つもり」、理解をした「つもり」、この辺の「つもり病」の原因はいろいろあるのかもしれませんが、やはりどこかでミスマッチというのがあれば、われわれの説明というのはやはり足りないというふうに思っておりますので、さきほども合意形成の話をさせていただきましたけれども、われわれ組織の中もきちんとやはり一枚岩になって、進むべき方向性の合意形成、そして、議員から指摘のあるような町民に理解されていないような状況があれば、それはやはりきちんと説明をしていかななくてはならない、そういう合意形成という、そういったものが手順としてあるかなと思っておりますので、進むべき方向性、あらためて立ち止まるときも必要かなという、そういう状況も自分自身で持っておりますので、少しでもこれからの進むべき方向性の中で間違いのないように、最大限の努力をしていきたいなというふうに思っています。

この間、職員のほうもわれわれもそうですけれども、多くの町民のかたがたと相当時間をかけて議論してきたと、そういう自負心も現実にあるのもこれもまた事実でありますので、その辺十分、双方が理解をしながら、あらためて事業全体を見直しながら対応していきたいなというふうに思っております。以上であります。

[湯浅真希議員 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

[廣山輝男議員 登壇]

◎廣山輝男議員 私から2項目について質問させていただきます。まず1項目目については、浜田町長の政治姿勢ということで、何点かお伺いさせていただきたいと思います。

1. 浜田町長の政治姿勢について

国は急速な少子高齢化に的確に対応するとして「まち・ひと・しごと創生法」を制定、町はこれを受けて人口ビジョン、総合戦略を策定し、27年度から実質的にスタートしています。

28年度は第8期総合計画がスタートすることと併せ、整合性を図る中で、子育て支援・産業と雇用・安心して暮らせる環境づくり・人を呼び込み、呼び戻すとする目標のもと、まちづくりが進められています。

新得町の活性化と人口増も含め今後も節々で検証しつつ、永続的な取り組みがされることになっています。

町としては、28年度が初年度になるわけですが、大きな災害が発生し、その処理、対応等に集中せざるを得ない状況もありましたが、「地方創生事業」に関する今日までの取り組みについて、以下の点についてお伺いするところであります。

政策分野における「安定した雇用創出」、「新しい人の流れ」、「子育て支援」、「地域間の連携」の進捗（しんちよく）状況はどうか。

2つ目には、地方創生の客観的な効果検証を実施することになっているが、検証機関の設置も含め政策分野ごとの評価はどうか。

3つ目は、これは地方創生絡みではありませんが、地域振興につながる側面からして、電源開発株式会社が進めるトムラ地熱発電計画初期調査の情勢と取り組み姿勢は、今後どうなるのかということ。

最後4点目には、町長の任期は来年夏に任期満了になるわけですが、4期目への決意、こういったものも、全ての計画や今の災害対策等も含めた中で判断はどうかということ、以上お伺いしておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

まず地方創生に関するご質問ですが、1点目と2点目は関連がありますので、包括的にお答えいたします。

昨年度、地方創生の流れを受けて、本町においても人口ビジョンと総合戦略を策定し、子育て・雇用・安心して暮らせる生活環境・人の呼び込みの分野について、18施策、41事業にわたり、人口対策に関する施策をまとめたところであります。

計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間で、昨年度から計画が始まっておりますが、各施策は進捗（しんちよく）のばらつきはあるものの、おおむね取り進められているところであります。

また、主な施策に重要業績評価指標を設定しており、各年度その進捗（しんちよく）を評価し、必要があれば改善する、計画・実行・評価・改善と、いわゆるPDCAサイクルを取り入れ、毎年度評価することになっております。

この評価作業は、各担当の評価をもとに町づくり推進協議会各部会の協議を経て、協議会役員に労働団体、報道機関を加えた総合戦略策定会議の委員に諮ることとしております。

平成27年度の各施策の評価は「順調に進んでいる」、あるいは「おおむね進んでいる」という評価が大半を占めておりますが、一部で「進捗（しんちよく）が遅れている」ものの、または「今後データが得られるため現時点では評価が困難」といったものもあります。

いずれにしましても、5年間の計画の中で、掲げた目標に向かって引き続き取り組みを進めてまいります。

次に3点目のトムラウシ地熱初期調査に関するご質問ですが、平成25年5月に電源開発株式会社からトムラウシ地区における地熱資源の初期調査の申し出があり、町としても協力するとして、協議を進めてきたところであります。

しかし、国立公園内の調査につき、地元の合意形成をもって進めなければならないという制限があるため、関係するかたがたと話し合いを行ってきましたが、合意形成を図る環境が整っておらず、関係者の理解を得るのに時間がかかっている状況であります。

次に4点目のご質問ですが、私自身の残された時間の中で、少しでも約束した事項が具現化するよう努力をするということしか今、答弁は持ち合わせておりません。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 それでは私、再質問ということで申し上げます。

地方創生の関係であります、多くの課題がありますから、いちいちそれを取り上げてどうのこうのということは、この場ではちょっと申し上げにくいのであります。若干私なりにも気にしているのは1項目だけ、6次産業化、5年間で2件やりますというのが計画の中にあるのであります。6次産業化というのは、ここは基幹産業、農業だとか林業だとか、そういうもろもろはあるのでありましようが、こういったものはさっきの答弁からいうと、まだ手を付けていないというようなことの1つかなということがあるんですが、具体策みたいなのがあれば伺っておきたいというのが1点。

2つ目に検証機関、さっき報道機関も含めて労働団体等というのが、これはたぶん検証機関が設置されたものだというふうに受け止めておきたいと思いますが、これはいつ設置されたのか。したというふうに理解して受け止めていいのかどうなのか、ちょっと分かりませんが、この検証をやった結果として、そのことはどのような、一言大きく言えば、町民にどう説明されるのか、あるいは議会も含めてどう説明していくのかというようなことも、後体制というか、その辺がちょっと私も受け止めにくいところであったので、その辺について町長のご答弁いただければありがたいかなと思います。

それから、この地方創生関係の中で、財政の問題がたいへん私としては分かりにくい。今まで28年度は約6,000万円とかという数字は聞いたことはあるのであります。

私の疑問としているのは、地方創生推進交付金というのが仮にあるとしたら、それ以外の不足分は地方債でも使って取り組んでくださいという受け止めの文面もないとは言えなかったもので、せつかく国が地方創生で「地方頑張ってくれ」ということで、さまざまな財政対策立てているのであれば、それなりに地方から「こういう計画をやりたい」ということがあれば、やはりこの交付金等々の中で、少なくとも地元負担でないような形で取り組まれて推進されていくものが一番望ましいのかなと思うのであります。国も財政的にたいへん厳しい状況にあるということも、私たちも受け止めております。どうしても、地方からの要求もこういった地方負担をなくすような地方創生を望んでいるというふうにも私自身は伺っておりますから、町長、その辺について今後どのように受け止めておられるのか、あるいは対処されていくのかということについて、地方創生関係についても伺っておきたいと思います。

それから2点目という形で、いわゆるトムラの地熱発電計画の関係であります、電源開発さん、私たちはJ-POWERというのですけれども、今後具体的にどのように対応しようとしているのかなと。

どちらかというとな新得町は受け身です。新得町のほうから、これをやれなんて言ったものでありませんから、上が「事業ストップしましょう」と言ったら、「そうですか」と、そういう受け止め、傍観みたいな形でもいいわけですが。

町長はこの間、「そういうことをやるのであれば初期調査ぐらいはいいでしょう」ということは何回もお話しされ、私たちも受け止めておりました。

したがって、地元にしてみれば、「そういう計画があるならば、初期調査ぐらいやったらどうなんだ」というのが素直な姿勢だと思うのですけれども。今のお話を聞きますと、私の受け止めでは、その計画はトムラウシ地区については凍結するというように、私は受け止めております。そういう認識でいいのかどうなのか。

併せて、地元の人たちの理解を得られなかったというのも、過去、私も直接 J－POWER の皆さんとお話しした経験がありますから、そういう意味では細かなことは知っているのですが。地元の理解が得られなければ当然そういう協議会は持てないので、「なんとか新得町さんが中心になってその協議会もつくっていただけませんか」というところぐらいまでは、私もその時点では参加した経験があるのですが、その話が確か今年の 1 月段階でした。それ以降は、私たちにも何もお話しもありませんでした。

したがって、そういう状況も含めて、情勢でもいいですけれども、情報も含めて、その辺をどのように認識されているのか。特に地元トムラウシ地区には何らかのことをするのかしないのか。しなくてもいいかもしれませんけれども、その辺について、このトムラの地熱開発の関係については伺っておきたいと思います。

それから最後に、町長のご自身の問題かもしれませんが、4 期目の決意はということで申し上げました。まだ早いと言え早いのかもしれません。

しかし、残された公約の実現のためにも努力しなければならないということも、過去にいろんな席でもお話ししておりましたし、今年の災害、たいへん大きな災害を受けて、まさに本格的に復興支援、さまざまないわゆる整備をしていくのもこれからであります。

そういうことから考えると、3 期を終わってその後 4 期目をひとつやっていかなければならないのかなという、こういうような認識が出るのかなというように、私、受け止めて、答弁する前からあったのでありますけれども、その期待に沿ってくれませんでしたので、いま一度、本当の気持ちはどうなのかと。いつ判断されるのかということも含めて、この辺についてはお伺いしておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 1 1 時 3 1 分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 1 1 時 3 4 分)

◎菊地康雄議長 鈴木産業課長。

◎鈴木義夫産業課長 6 次産業化についてお答えいたします。

エゾシカ肉、地鶏、ジャージー牛、羊肉の食肉事業者の収益力向上を図るため、平成 27 年度に新得町食肉推進協議会を立ち上げまして、現在製造販売を開始しているところです。

また現在は、地元の食材を生かした 6 次産業化に向けて 3 件の相談がありまして、このことについて今現在も取り組んでいるところであります。以上です。

◎菊地康雄議長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 地方創生の関係の検証機関ということなんですけれども、さきほどの答弁でも触れていますけれども、基本的に総合戦略の策定をいただいたメンバーで検証作業を進めていくというふうに考えておりますので、町づくり推進協議会の役員さんをベースにして、報道機関、それから労働団体の代表を加えた委員で検証をしていくということで、年内に 27 年度の検証作業をしていこうかなというふうに思っております。

これは P D C A ですから毎年度行っていくということで、その年、その年の進捗（しんちょく）を含めて年に 1 回検証して、改善すべきものは改善して進めていくというふ

うにしておりますので、よろしくお願いします。

それから、財源確保の関係なんですが、これまで地方創生の事業を進めてきた中で、まず基礎交付金をいただきました。基礎交付金、対象事業の100パーセント充てていいということでもあります。

その次に上乗せ交付金ということで、留保財源から事業を絞って申請して、当町は1つ事業をそれでやってきました。

その次に過疎付加交付金と言いまして、これも100パーセントの財源なんですけれども、段階的にハードルも高くなってきております。

その上で、推進交付金というのは、その地方創生を深化、これは深く化けるという意味なんですけれども、深化させていくという趣旨で、国が、これは恒久化財源だと思うんですけども、設定をしました。

このルールは対象事業の2分の1を補助金、2分の1を地方負担というルールになっておりますが、その地方負担の部分の中には交付税措置、あるいはさきほど出ました地方債で措置するということで、国としては事業費に対する財源対策はとっているという考え方なのかなというふうに思います。

地方負担ということは、少なからず一般財源も出てくると思いますので、十勝の団体のほうでは「100パーセントの財源措置をしてくれ」ということで要望出しているものではありますが、現状、基本のルールで運用されているところでもあります。

なお、推進交付金の事業は、これはまたハードルが上がっておりまして、いわゆる広域連携、先駆性、それから官民協働と事実性というものを求められて、あるいは対象となる事業というのはかなりレベルの高いもの、ハードルの高いものというふうにされております。

しかし、今後の事業展開の中で、1つそういった事業に該当するものが出てくれば申請していこうと思うのですが、今のところ推進交付金を申請している事業はないということでございます。

そのほか、総合戦略に盛り込んだ事業につきましては、他の補助事業、あるいは過疎の制度を活用して、財源対策を行いながら進めていく事業もありますので、そういったところを活用して取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 地熱発電の話させていただきます。あらためて地熱発電がいいか悪いかは議論が別ということでこの間、ずっとお話しをさせていただいております。

しかし、調査については、どのくらいのポテンシャルというか、能力があるのかというのは、やはりきちんと把握、私はする必要あると。

その結果、やはりいろんな疑問を持っているかたがいらっしゃいます。自分自身もまだ勉強不足なので、その辺を当然これからも勉強していかなくてはならないかなというふうに思っていますけれども。

いずれにしても、私は調査というのは今でもやはり協力できるものは協力したいというふうに思っていますので、その上で、傍観という、今、言葉あったんですけども、なかなか主体的に私自身がまだ動いているという部分はないんですけども、電源開発さんとは、あらためて新得町で調査をしたいという意向を持っておりますので、どこかの時点でやはり私自身が関係する人たちと直接話をするというふうには考えておりまして、時期はちょっと明言できないんですけども、なんとか初期調査については、ぜひ

理解をしていただきたいという、そういう姿勢で臨んでいきたいというふうには思っております。

それから、4期目の話ですけれども、さきほどお話ししたとおり、今特に本当に持っていないのが正直なところでありまして、いずれにしても、課題はたくさんあるのも現実でありまして、残された時間、方向性を含めて、そういった事業対応をしていきたいなというふうに思っています。

その上で、どこかの時点で関係する人たちとも相談をする、そういう時間が来るかもしれないけれども、そういう時間が来ればまたそのとき相談しながら方向性というものを考えていきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 さきほどの答えで答弁漏れがありましたので、追加してお答えしたいと思います。

総合戦略の検証作業の結果の周知ですけれども、検証作業が終わり次第、広報あるいはホームページで町民のかたにお知らせしていきたいなというふうに考えております。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 今の地方創生の最後のもの、議会も含めてということで受け止めていいですか、今の説明について。

地方創生の関係についてはいろいろあるんですけれども、今回町長に最後にお伺いしておきたいのは、やはり財政問題、十勝レベルでの意志統一された内容を私もよく知っています。

したがって、財政負担、それぞれの地方自治体ではいろいろ差がありますから、どうしてもやるべきことはたくさんあるんだけれども、結果的に自分の負担が多くなればそれはまた諦めざるを得ないということでは、残念ながら地方創生の意味もなくなってしまいますから、そういう意味では十勝全体でさまざまな国に要求しているようですから、その辺はやはり町長も最大限財政問題について求めていくということで、最後にここはお願いしておきたいなと思っております。

それから、地熱開発の関係は、正式にJ-POWERとの話し合いはしていないということで受け止めておきたいと思うんですけれども、さまざまな団体には例えば私の知っている限りでは、いわゆる国立公園等を管理しているような団体には、それなりのお話しは来ているというふうに私は受け止めております。どうしても国立公園内の、端的に言えば開発になってしまいますから、そういう団体を優先して、そういうお話しがされたのかどうか分かりませんが、その辺確かな受け止めをしながら、私はそれは凍結されているものだという認識はしておりますから、今後初期調査をお願いするとかしないとかという、そういう次元の問題ではなくなってしまうんですけれども。その辺もう少しははっきりさせるように対応を願えればなと思います。

最後に町長の姿勢なんですけれども、いろんなかたと相談して、方向性をそのうち出しますということなんですけれども、努めて早く出したほうがいいのではないかと。何せ課題があまりにも多すぎます。29年度の予算、これからもちろん結果出していくはずでしょうけれども、そういう課題等もたくさんありますし、災害も早期に復旧させなければならないという、たいへん大きな課題もかぶさってきておりますから、町長、やはりそれなりの認識をいただいて判断していただければと思って、最後の質問にさせていただきます。町長からひとつお願いします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 財源対策、お話しをさせていただきますけれども、地方自治全般について必要な財源の確保というのをこの間ずっと国に求めてきております。

また、今回のような地方創生といった新しい事業が出てきたことについても、ご承知のとおり、われわれも努力するけれども、ぜひ国も応援してくれということで、財源対策について同じように要望してきておりますので、これからもその姿勢は全町村同じ思いだというふうに思っておりますので、われわれもまた努力していかなければならないかなと思っております。

それから、地熱発電だけもう1回答弁しますけれども、さきほどの湯浅議員のときもお話しをしたとおり、われわれはわれわれの事務としてやはり説明責任は必ずあるものですから、その上で、姿勢を決めればその進むべき道について、やはり皆さんの理解が得られるように努力をしていくというのが基本でありまして、その結果、地熱発電についてもさきほど言ったように、私はやはり調査は特に問題ないという立場、今も変わっておりませんので、地元の合意ということで電源開発も当然努力をしたいと思いますけれども、私は私なりに地域のかたがたも含めて、合意形成に努力をしていけるよう対応していきたいなと思っております。

それから時期の問題でありますけれども、さきほどと同じ答弁になりますけれども、いずれにしても、どこかで何かを判断しなければならないかなというふうに思っておりますけれども、そういうときまで今しばらくまたお時間をいただければなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 2項目目についてお伺いさせていただきます。

2. 災害対策等の強化に向けて

8月に集中した台風災害の復興・復旧が進められていますが、町としても、災害に強いまちづくりに向けて水道対策等の調査が進められています。また、全体としても、町民の意識も含め、検証作業も取り組まれているというふうに聞いております。

今回の災害を踏まえ、全町民の安全安心対策をより強めるために、以下の取り組みを早急に導入されるよう私、1点だけ求めておきたいと思っております。

災害告知が全世帯に即通じるような、いわゆるそういう機器というものが不可欠ではないかということで、この辺についての導入ができるかできないか、ご答弁いただきたいと思っております。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

ご質問というよりも提案にあります全世帯に災害告知策導入ということでありまして、情報伝達手段の多様化という意味では必要であるというふうに考えています。より多くの町民のかたに伝えられる方法というものについて、町民のかたによる検証委員会で議論いただいた上で、取り進めてまいりたいと考えております。

しかし、いろんなインフラも含めて今後も対応していくというふうに考えておりますけれども、最後はやはりそれぞれのかたがたの防災意識、それから地域の皆さんの協力といったものがないと、今後の災害対応はできないというふうに思っておりますので、ぜひその辺につきましても、われわれも最大限努力をしていきますけれども、関係する

かたがたにつきましても、ご努力をお願いしたいなと思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 ご答弁いただきありがとうございます。もちろん検証しておりますから、その結論というものもたいへん重要なことだと思っております。

ただ私自身、今回の災害対応のいわゆる避難勧告、指示、そういったものに関して、たいへん不十分さを残しているなというのは、率直に私自身は個人的に見ております。

何せ、今回の例で言えば、1時20分にパンケ新得川周辺の避難勧告を避難指示に変更するというのが1つ、結果として残っているわけです。夜中ですね。

町のいわゆるマニュアルを見ますと、広報車でうんぬんというのも1つあります。それはそれなりに否定はしませんが、必ずしもそれは十分ではないだろうということになりますと、どうしてももう少し極端に言えば一町民のところに直接伝わる、もちろん夜中ですから伝わらないケースもあるかもしれませんが、より近い形が望ましいのかなというようなことがやはりどうしても言わざるを得ません。

そういった意味で、さまざまな科学が発達している社会でありますから、お金は掛かるかもしれませんが、それなりの対策は立てられないことはないと思って、提起したところであります。

特に、最近の災害の状況は、これは町長のほうがよくご存じだと思うんですけども、私も過去さまざまな、ほとんど山仕事の関係では経験しております。大きな災害の後、つまりこの風水害の後、水害関係は特にそうなんですけれども、だいたい3年間はほとんど川の流れは、上流で雨が降った場合にはわずかな時間で下流まで届くという現象があります。それはご存じのとおり、さまざまな地物がなくなりましたから。はっきり言うと、コンクリートの上に水を流しているようなもので、したがって、その勢いも増してまいりますから、当然下流における災害を受ける度合いは極めて高くなると。私も何度も道路を直したけれども、雨が降るたびにわずかな雨量でありましたけれども、すぐ道路が決壊するという状況、たまたま私は山でしたから、人災はありませんでしたけれども。

しかし、町の中を走る河川がさまざまありますから、そういった意味では、広報車で宣伝するというよりも、報告するというよりも、世帯に中にそういう対応ができないものなのかということで、これは検証作業を進めていこうがいくまいが、ぜひ必要ではないかということで提起させていただきましたので、どうかこれを早急に導入できるような道、機種はいろいろありますから、今ここで何を、具体的にこの機種にしないかということとは申し上げておきません。

ただ、私も過去、お金の掛け具合なんですけれども、福祉関係で独り暮らし者も多いし、そういう意味では、福祉対策の関係でいろんな危機管理のためにも、自宅から逆に行政のほうにもそういう危険な情報が伝わるような仕組みも考えてくれというようなことも提案したこともありますので、さまざまな取り組み方は具体的な機種についてはあると思います。

そういった意味で、その辺についても、いま一度前向きなご答弁をいただければありがたいかなと思っております。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 前向きかどうかというのは、ちょっと難しいところもあるんですけど

ども。

しかし、今回の災害、さきほどお話ししたとおり、今、検証作業を進めておりまして、どんなふうに出てくるか、まだ分かりませんけれども。

いずれにしても、たいへん多くの町民のかたから、いろんな声というのを私自身も伺っております、その中の1つにやはり議員の話にある、この情報伝達というものについてお話しもありました。

どういう対応が一番、少しでも安心できるものになるのか、ほかの町村でもいろいろ悩んでいるようでありますので、そういったところも参考にしながら、また今、議員のほうからありました福祉ということもありましたので、どんな多目的な利用もできるのかと、これも私も必要だなというふうに思っておりますので、ぜひその辺、若干お時間をいただいた中で対応していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいなと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 よろしくお願ひします。とにかく新得の場合は、いわゆる山岳といひましようか、山に近いといひましようか、そういう町に在るといひのが特徴です。

そして、なおかつあまり議論されてないのが、これから大きく議論されるだろうと思ひますが、上流で対処したものが下流のほう、つまり他の町村にも最大の問題を抱えさせる、それはこちらが雨を降らせているわけでないですから、次元は違ひするのでありますけれども、そういう問題もないわけではあります。

したがって、場合によっては、十勝全体の問題にもやはり鑑みながら、機種は別にしても、災害対策の場合はやはり立てる必要があるのではないかと。新得町は特にそういった面では山に近いということでは、特に人の命の問題ですから、そういった面では、この辺の導入については提案したとおり、ひとつ最大限の努力をお願いして、発言を終りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 2回目と答弁、同じような形になるんですけれども。

いずれにしても、情報をいかに正確に早く確実にというものが、きっと大きなポイントになるかなと思ひております。

その上で、新得という町、土地柄でいきますと、例えば今回の雨、日高山系で降って、佐幌川まで到達すると。この時間差の問題、これは十勝川の奥もそうなんですけれども、ほかとは違ひぐらい早いという認識は私も持っていますので、雨量計の問題も含めて、国や道ともいろんな意見交換をさせていただくような機会が、現実もあるんですけれども、そういったことも含めて、その上で、地元としてできることというものをきちんと整理した上で、廣山議員からの提案についても、きちんと対応していきたいなというふうに思ひております。以上であります。

[廣山輝男議員 降壇]

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。午後1時までといたします。

(宣告 1 1時5 7分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 1 3時0 0分)

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

[貴戸愛三議員 登壇]

◎貴戸愛三議員 通告に従いまして、2項目について質問させていただきます。1項目目でございますけれども、今後の保育士確保と保育事業についてでございます。

1. 今後の保育士確保と保育事業について

今年の2月、「保育園落ちた。日本死ね」というブログが世間をにぎわせました。国会でも取り上げられ、その結果、待機児童を抱える各地方自治体が、待機児童ゼロを目指して保育園の増設等、努力をしているところであります。

そこで、問題になっているのが保育士不足であります。一説では、現在いる待機児童を解消するためには6万8,000人の保育士が必要とされ、平成29年度末には7万4,000人の保育士が不足すると予想されております。新得町も例外ではありません。

現時点で保育士数は不足しており、補助員をもって対応しているのが現状であります。保育士確保の努力、また保育士を目指す学生たちが特色ある取り組みをしている施設で就労する傾向があることから、幼児教育、療育、保育事業の新得町独自の特色ある取り組みが必要と考えます。町長の考えをお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 貴戸議員のご質問にお答えいたします。

近年、全ての職種について全国的に人手不足というふうに言われておりまして、とりわけ看護師、介護士についてはご承知のことと思います。ご質問にあります幼児保育と幼児教育を支える保育士も、同様に不足しているのが現状であります。

本町でも新得保育所は、保育士の正職員だけでは園児数の増減に対応することが困難であるため、資格を有している臨時職員などを求めているところでありますが、これまでの間、ハローワーク、広報紙、新聞などで保育士を募集しても応募がないのが現状であります。このため、子育て経験豊かで、保育に熱意のあるかたを保育士補助として採用し、待機児童を出さないように努めているところであります。

現在、新得保育所の園児数は107名であり、年々園児数が増えております。特に本町では、0歳児は生後から6カ月経過後より入所することができることから増えております。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、3人に1人の保育士が必要になっております。現在は、0歳児の園児が4月当初の3名から12名と増えており、保育士が4名必要となっているところですが、有資格者2名と保育士補助で対応しているところであります。ほかに1歳児、2歳児でそれぞれ1名不足しており、これら不足の人員につきましても、保育士補助をもって対応しているところであります。

平成29年度の保育士の採用につきましても、現在3名の採用を予定しておりますが、予定数を満たさないため、現在3回目の募集を行っているところであります。

今後の職員採用につきましても、近年、保育士が都市部に集まる傾向にあると言われておりますので、これまで以上に早めに採用者数を決定し、短大や専門学校に職員が向かい、積極的に採用活動を行い、有能な人材を採用していきたいと考えております。

最後に、「学生が特色のある取り組みをしている施設で就労をする傾向がある」ということでありますが、本町の幼児保育と幼児教育は、社会環境の変化に合わせた多様なニーズに対応するため、開所時間の延長、一時預かり保育、ファミリーサポート事業な

どのさまざまな子育て支援策や、個別に配慮を必要とする子どもの発達支援など幼児保育の充実、保育サービスの拡充を図り、未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めてきたところであります。今後も子育て環境の充実に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 急に保育する子どもが増えたりした場合は、どうしてもやはり有資格者で対応できないケースはがあると、それは認識しているつもりです。

ただ、ずっと足りないというのは問題があるし、現在、今町長の答弁で4名の保育士が不足しているということでありますので、なんとかそれを解消するための努力が必要だろうと。

まず1点目に、やはりこの保育事業、幼児教育も含めてなんですけれども、5年とか10年とかというスパンで、長期にわたる採用計画というのをつくったほうがいいんじゃないのかと。どうしても保育士さんというのは、女性が大半を占めていますので、例えば結婚とか、出産とか、そういったのを契機に職を離れるかたもありますし、それが絶対、最初につくった計画どおりにいくとは思いませんけれども、ある程度のスパンで採用計画をつくって、そしてその保育士を学んでいる、そういった学校やなんかにはいち早く募集行為を行うとかうんぬんというのが必要じゃないのかなと思います。

もう1つは、保育士を目指している学生たちがどういったところで働きたいかという、基本的には都市部に集まる傾向にあると。なおかつやはり待遇、給料のいいところだというのが一般的なんですけれども、保育士を目指している学生のそのときのモチベーションでいくと、そういったところよりも特色ある保育事業をやっている保育園というのが選択肢の中に入ってくると。

そこで、ではどういうものが特色ある保育事業なのかということになるんですけれども、例えば、特色ある保育事業をやっている大学とか短大との連携、もしくは特色ある保育事業をやっている保育園、そういったところとの交流。そういうことをやって、学校卒業した後もそういう保育士としてのスキルアップが図れるような保育園というのを目指してみるのもいいのかなと。

ただではできないとは思いますが、それもすぐ来年やれとかという話じゃなくて、例えば大学と連携するならどういった大学がいいのかとか、例えば保育園と交流するならどういう取り組みをしている保育園がいいのか、そのための調査研究というのをこれから1年ぐらいかけて、じっくりやってもらったらいいいのかなと。その結果、ここと交流したいとか、ここと連携したいというのが出てきたのであれば、私はやったほうがいいんじゃないのかと。

それは、お金が掛かる話になりますけれども、そういう交流とか連携をすることで、今、新得町で働いている保育士さんたちのスキルアップにつながると。スキルアップにつながるということは、それを預けている保護者のかたがたにとって安心というのを得られる。そういう事業をやることでスキルアップ、そして預けている保護者の安心、こういった形の中でやっていけば、もしかすると、もし保育士が来なかったとしても、やはりそれなりの効果が出てくるんじゃないのかなと、そういうふうに思います。

それから、今いる保育士の中で、臨時職員のかたが結構、数おられます。この部分については、これからはずっと新得町で保育事業をやってもらいたいという観点からいえ

ば、処遇、待遇の見直しというのは私は必要だろうというふうに思います。すぐ正職員とか、そういう話じゃないんですけれども。少なくとも、例えば臨職であれば、そこから準職に対応するとか、そういうような形を取らないと、保育士さんの定着はなかなかこれから難しいのかなというふうな気がしております。

これは、今、国会の場なんかでもいろいろ言われている同一労働、同一賃金という観点からも、若干の見直しをしないといけないんじゃないのかなと思います。

以上、採用計画、それから大学とか特色ある幼稚園との連携、交流、そして今いる保育士さんの待遇の見直し、この3点をもう1回町長にお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。職員の待遇、これは正職員、臨時職員のかたも含めてでありますけれども、われわれ新得町、この間、私、町長になったとき114名という職員体制で進んでおりまして、人口減少の中で組織の見直しなどを含めて、いろんなことを対応していく。

しかし、職員体制というのは、114名をやはり今、超えざるを得ないということで、29年度数的に増えていくかなと思っています。

この間、さまざまな職種に対応していくということで、新たな職種のかたも採用させていただいたし、またやはり次の世代を育てるという観点からも、職員を採用してきていると。

そういった中で、保育士だけの部門で議論をするというのは、1つの選択肢かもしれませんが、全体の中で職員の採用計画というものをやはり考慮していかななくてはならないという、そういう現実もあります。

これまでも1つの施設に正職員が何人、それを補う準職員、臨時職員が何人という1つのそれなりのルールを取り決めて進んできているのもまた現実でありまして、そういう枠組みの中で職員をどうするかというのは、職員の採用計画全体の中でやはり議論していかなざるを得ないということもあるということをぜひご理解をいただいた上で、現実にも子どもたちに対応する職員の資質も含めて、いろんなことを考えながら対応を考えていきたいなというふうに思っております。

それから、皆さんが望む保育とわれわれ行政として提供できる保育、場合によっては差が出るかもしれませんが。人数の制限、もしくは時間の制限と、そういったこともやはりこれからの1つの選択肢として現実の問題として考えていかないと、職員全体の中で回らなくなってくるということもあり得るかもしれないと。

しかし、今の行政サービスは、なるべく維持をしたいというふうに考えているところであります。

また、今、われわれは地方公共団体として保育事業を担っておりますが、世の中では選択肢の1つとして、地方自治体以外が担っている保育サービスもあるということも現実でありまして、そのことが皆さんにとってどれが一番いいのか、そういったことも考えていかななくてはならない1つかなというふうに思っております。

それから、大学を含めていろんなところと連携してという、これはたいへんいいことだなというふうに思っております。

いずれにしても、われわれの目標、目的、一緒になると思うんですけれども、子どもにとってどういう保育サービスが良くて、そして家庭にとっても安心できる体制は何かと、これからも努力していきたいと思っておりますので、貴戸議員からいただいた

お話しについても、職員のほうでも議論を深めていきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 新得町の保育園の正職員の率というのは、たぶん十勝管内で断トツに低い。何でかと言ったら、私、7、8年前に町長に20年ぐらい保育士の正職員の採用がないなんておかしいじゃないかと、一般質問をしている。

要するに、今から30年前に正職員を採用したきり、保育士はずっと臨時とかという形でやってきた。その後、町長は年代別のところに正職員を採用して、今の段階でいえば正職員募集もかけている。要するにこの30年間、22年間ぐらい正職員を採ってこなかったツケが今回ってきているというふうに思うんですね。

だけれども、急に募集かけてもなかなか田舎には来てくれないのが現実のようでありますから、やはり何らかの努力をして、正職員とは言いませんけれども、保育士の確保は必要不可欠だろうというふうに思います。

ぜひいろんな取り組みの中から、新得町の保育園で働きたいというかたがたが来てくれればいいのかというふうに思います。

それで、やはりこれからのまちづくりという中で、子育てというのはある意味重要な要素だと思います。もちろん産業振興とかいろいろありますけれども、その中でもやはり子育てというのは重要な要因になっている。それを新得町が一生懸命フォローしていくというのは、ある意味まちづくりの一翼をしっかりと捕まえて充実させていくというのは、やはりこれからのまちづくりに必要だろうというふうに思いますので、ぜひそういった観点からも保育士、幼稚園教諭の確保にこれからも頑張って力を入れてやっていただきたいと思います。以上です。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 子育てが重要だという、そういう意味ではもう紛れもない事実だというふうに考えておまして、幼児教育に限らず、さきほど教育委員会のほうの答弁ありましたけれども、次代を担う子どもたちのためにわれわれ行政としてどんなことが最大限できるかということも含めて、これからも努力をしていきたいというふうに思っております。

採用の問題までさきほど言ったところで、今はちょっと取りあえず答弁、勘弁いただきたいなと思いますけれども、いずれにしても、低下をさせない行政サービスというのを念頭に置きながら、対応していきたいなと思っています。以上であります。

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 それでは、2項目目の産業振興基本条例理念の遂行のための対応はということで、質問させていただきます。

2. 産業振興基本条例理念の遂行のための対応は

平成27年12月1日、産業振興基本条例が施行されました。

しかしながら、この1年、この条例に基づいた事業、活動がなされたとは感じておりません。町の基本である産業の維持・発展のためには、この条例を基本としてさらなる取り組みが必要と考えます。町長の考えをお伺いします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 貴戸議員にお答えいたします。

産業振興基本条例につきましては、平成27年12月に施行し、地域経済を支える産業を町全体で振興していくことを基本理念として、町の責務、事業者等の役割、町民の理解と協力を条文に明記しております。また、町の産業振興施策についての意見を聞くための産業振興会議を設置しております。

ご質問の条例に基づいた事業、活動についてであります。今年3月11日に、第1回目の産業振興会議を開催し、平成28年度の主な事業であるそば博覧会や観光経済調査分析、農林業の人材育成や労働力確保等の対策について説明し、ご意見を伺っております。また、各分野の代表である委員のかたがたから情報提供などをいただいております。

今年度においては、現在庁舎内部で検討しております、産業振興に係る行動計画の素案の策定や雇用対策に関する施策、災害被害に対する支援について会議を開催し、ご意見を伺いたいと考えております。

次年度以降は、産業振興基本条例に基づいた具体的な施策等の策定について、産業振興会議に諮りながら検討していきたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 この産業振興基本条例というのは、高橋副議長が過去に2回、一般質問で中小企業条例の制定をただしたところから始まった条例。中小企業条例ですから、新得町には中小企業しかないから、大企業がないから、もう産業振興基本条例でいいだろうということで産業振興基本条例。よーいドンの取っ掛かりが中小企業条例だったものですから、商工労働係が担当した。

ところが、できあがった条例は農業から何から全部入ってしまっている。農業と言っても畑作もあれば酪農もあれば畜産もあれば、林業も入っている。そして、商工業が入って観光まで入るということになったら、これは1人の係長と1人の係員では、このものに対して対応していくというのは私は不可能だと、基本的に思っているんです。

それで、あまりにも間口を広げすぎてしまったものですから、これを違う形でもっと活用していくためにはどうしたらいいのだろうかというのを考えたときに、例えば産業課の中だったら、農業担当の補佐と商工担当の補佐がいるわけですから、この2つのところでそれぞれのワーキンググループ、作業部会みたいなものをつくって、そしてそこに参加するのは一般の町民の中から選抜したかたでもいいですし、団体のかたでもいいですし、そういった形で作業する場というのをつくらないと、この条例はただ条例として存在するだけで、今後新得町の産業振興には何も寄与していかないんじゃないのかなという気がするんです。

これは理念条例ですから、木に例えれば根っこと幹、根幹ですから、でも根っこと幹だけでは花も咲かないし実もならない。要するに、これに枝葉を付けていく作業というのをしないと、この条例というのは絵に描いた餅になってしまうと思うんですね。

その枝葉を付けていく作業というのは、少なくとも2人では無理だ。やはり分けたところで年に1つか2つテーマをつくる、もしくは課題を見つけて解決する方法、対策、そういったものをしていくという、そういった行動が必要じゃないのかなと思うんです。

基本的には産業課が担当する条例だと思うので、それを例えば作業部会をつくって、それで町の中の人に参加してもらって、その上で、年に1つか2つでもいいから課題を見つけて解決していくと。そういう作業をやるべきじゃないのかなと思うんですけれど

も、町長の考えをお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。守備範囲が広い、その守備範囲の広さの中に、担当者がそれだけの経験を含めた知識、知見があるかということも結果として出てくるのかもしれませんが、それを補うのが組織でありますから、貴戸議員の組織論ということについては、あらためて担当課長を中心に全体の中でどう動けるのかというのは対応していきたいなと思っております。

いずれにしても、求められているものは理念を超えた実だという、そういうのは十分私自身も理解しておりますので、少しでも実のなる条例というものを心掛けながら対応していきたいなと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 この条例の範ちゅうに入る要綱とか条例というのは、たぶん商工業でいきますとせいぜい6つぐらいしかないんです。

ところが農業のほうは、国策、地方自治体が窓口になって対策づくりがあって、かなりのものが入っているんですね。

私は高橋副議長に聞いたわけじゃないから分からないんですけども、中小企業条例をつくってくれという根っこには、農業入れないというわけじゃないですけども、やはり地元の商工業に対する施策というのを明確に打ち出してくれという思いがあったと思うんです。

だから、私たちがこの基本条例を議決してしまったものですから、今さら変えろとかうんぬんとか言えない。そのときに、理由付けも納得して採決に賛成したわけですから言わないんですけども、やはりそういった部分、中小企業うんぬん、商工業に対する観点も、農業に関する観点も大事なんですけれども、その辺念頭に置いてもらって、特に商工業、これからも、今日もいくつか話題になっている駅前も含めて、これから枝葉を付けていく作業をやってもらえたらいいなと思います。

答弁いりません。終わります。

[貴戸愛三議員 降壇]

◎菊地康雄議長 9番、柴田議員。

[柴田信昭議員 登壇]

◎柴田信昭議員 私から通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。1点目の台風10号による災害復旧対策についてでございますが、先に長野議員、廣山議員の質問でも出ておりましたので、重複する部分もあろうかと思っておりますけれども、私なりに感じているところを質問いたしますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

1. 台風10号による災害復旧対策について

8月30日から31日にかけての台風10号では、たいへん大きな被害を受けたところですが、この復旧対策についてですが、今回の被害は多岐にわたっています。その復旧対応についても、また国、北海道、町の対応と、各関係機関さまざまですが、町が対応すべき対策の考え方、そしてまた国、北海道の対応することについて、現段階で明らかになっている対策、見通しについて、お知らせいただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎**浜田正利町長** 柴田議員のご質問にお答えいたします。

今回の一連の台風に伴う災害復旧対策についてのご質問であります。被害状況につきましては、さきほど長野議員にもお話しを申し上げましたけれども、公共施設だけでいきますと339カ所、約24億4,000万円の被害というふうに集計をしております。

なお、11月30日までに復旧を完了、もしくは復旧のための事業の発注という意味では、271カ所終えております。

残り60数カ所、事業費であくまでも概算でありますけれども、約12億円を超えるかなというふうに思っておりますが、現在、国の災害査定、いわゆる国の補助事業の対象となるという、そういう事業申請をしております。今日も査定が実施されておりますけれども、そういったものの条件が整い次第、対応を進めていくというふうになろうかなと思っております。

なお、北海道が管理する場所、国が同じように管理する場所、それぞれが所管をするものについては、それぞれが対応するということですが、われわれ新得町も含めてでありますけれども、十勝全体の中では原形に戻すだけではなくて、今後の災害を見据えた改良を加えた復旧の要請というものをこの間実施をしているところであります。近々十勝全体の中で会が発足し、あらためてその場で今後の対応というものが議論になるというふうに伺っているところであります。

また、町が管理する道路、河川、明きょなどについても、今後さきほどの災害査定状況によりながら、本格的な復旧というものを進めていきたいなというふうに考えております。これらについても元に戻すというものもありますけれども、次のことに備えた改良復旧ということも、われわれも念頭に置きながら対応していきたいなというふうに思っております。

とりわけ新年度におきましては、災害復旧というものをさきほど話したとおり、予算編成の中で相当出てくるというふうに考えておりますので、その中でまた議論をいただければというふうに思っておりますし、これらの事業が完了しまして、一日でも早く、町民のかたがたの生活、町全体の姿が元に戻れるように努力していきたいというふうに思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎**菊地康雄議長** 9番、柴田議員。

◎**柴田信昭議員** 今、339カ所の被害、そして271カ所がそれぞれの対応なりあるいはもう対応が終わっているというような状況もありますから、私がこれから何点か気が付いたところを意見というか、要望をしたいと思っておりますけれども。もう既にされているものもあるのかもしれませんが、私の思いをひとつ質問しますので、答弁をいただきたいというふうに思います。

復旧工事については、被害状況の把握だとか、検証、事業計画の作成、予算絡みのこともあって、時間がかかるのかなと思うところでございますけれども、現段階で今お話ししましたように、気が付いている次のことについて要望をいたしますので、国、北海道に対しても強く要請したり要求していただきたいと思いますというふうに思います。

まず1点目は、各河川とも川底が非常に高くなりました。床下げ工事をできる限り早くしていただきたい。今後、春先の雪解け水の増水や、来年のまた大雨等に備えた対応が必要でないかなというふうに思っているところでございます。

それから2つ目には、河川内の中州というのですか、川の中の雑木ですけれども、今

までも増水時に被害を受けることが危惧されておりましたけれども、今後は一定の期間ごとに国なり道なりも含めて、これを切っていただきたいと、処分をしていただきたいと。今回も流木が橋脚に引っかかっての原因で、被害が大きくなった部分も多々ありますので、ぜひこれはお願いしたいというふうに思っております。

それから3点目には、中新得川は川幅を広げる等の抜本的な対策が必要でないかなというふうに思っております。従来からも、増水するたびに一番危険な川というふうに言われていた川でございます。また国道を横切る管というのですか、細すぎて水を飲み込めなかったと聞いておりますので、この辺の対策もやっていただきたいと。

それで、それぞれ河川の関係については、昭和37年あるいは56年の水害のときを教訓に、それぞれ整備されてきたところでございますけれども、最近、山のほうを見ても、広葉樹が減って針葉樹が増えているんです。人工林はほとんど針葉樹になってくるわけです。そうすると、専門家の話を聞きますと、水の保水力というのですか、これが針葉樹と広葉樹を比較すると10倍ぐらい違うということで、針葉樹はやはり保水力がないというふうに聞いております。

そういうことからしますと、37年、56年の教訓でやったもので今回こういう状態になりましたけれども、今後もそこら辺のことも含めて、今町長が改良も含めた復旧と言いましたけれども、そのことも考慮に入れて、やはり対応していただければなというふうに思うところでございます。

それから4点目は、パンケ新得川の佐幌川に合流する地点でございますけれども、JRの鉄橋が今回架かりました。それを見ていると、あの鉄橋から東側は、鉄橋と本通の間から、流れが佐幌川の上流に向かっていっているんですね。カーブしているんですね。佐幌川の上流に向かってのカーブなんです。

今度は鉄道の橋脚が広くなりました。今度、カーブしているところに直接水が向かうようになるというふうに思いますので、これを真っすぐにするか、専門的なことはちょっと分かりませんが、あれを見ると、やはり今度はカーブしたところに直接水が行ってということになりますので、ぜひ改善をしていただきたいなというふうに思います。

5点目ですが、小学校横の道路は現在通行止めになっていますが、それぞれあそこは生活道路でございますし、学校通りでもあり、また高齢者や障がい者なんかも通る道でございますけれども、いろいろと事業計画で予算の絡みで時間かかるのかなんていうことも思うんですけれども、私は砂利道で結構だし、多少しゃくりというのですか、あっても通れるようにできないのかなというふうに思うんですが、これもぜひできるだけ早く検討してもらいたいなというふうに思います。

それから6点目ですが、今回の水害で特に感じたんですけれども、国や道が管理する道路や河川については、やはり国や道の指示がないとなかなか何もできない、何もできないというのか、そういう部分があります。

しかし、災害時の対応というのは、やはり状況の一番早く掌握できる町村に一任していただけるような、そういう方法がとれないものかなと。これは1町村だけの要望ではなかなかできないので、政治的な課題というのですか、問題もあるかと思いますが、そういったことも含めて国なり道なりに要望していただきたいと思いますということでございます。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。まず河川に対する認識という意味で、答弁させていただくのですが、従前、国それから北海道、雨量に対する認識というのは、ここまではなかったのも事実でありまして、いわゆる今後は府県並みの雨量というのを念頭に置きながら対応していくというふうに、まだ公式発表はしていないと思うんですが、そういうふうに伝わって来ております。

では具体的にどういうふうにとというのは、われわれも情報収集に努めていきたいなと思っていますけれども、いずれにしても、認識という意味では間違いなく変わるというふうに考えております。

その上で、具体的にありました川底を下げる問題、それから河川内の流木の問題、この辺については国、北海道、町と、それぞれがそれぞれ抱えていますので、われわれも当然努力をしていくし、国や道についても、要望も当然していきたいなというふうに思っております。

それから今、中新得川の具体的な話がありまして、担当のほうでもいろいろ悩んでおります。将来に向けて、少しでも不安のない管理の在り方というものを、方向性が固まった段階で議員のほうともまた当然議論もしていくし、また河川のそれぞれの沿線のかたちとも議論を深めた上で最終決定していかなくてはならないかなと思っていますので、その辺はお話し十分分かりましたので、国道の管の問題も含めて対応できるように努力をしていきたいなと思っています。

それから4点目、パンケ新得川の佐幌川の合流の上流部に向けてという話でありまして、河川管理は北海道でありますので、地元の声ということでなるべく早い段階で伝えるようにしていきたいなというふうに思っております。

なお、北海道としても、このパンケ新得川、相当注視をしているようでありまして、堤防の問題、それから川幅の問題、いろいろ考えてくれているようでありますので、それら等なるべく早く整合性がとれた中で、地域のかたがた含めてお話しできるように、われわれも対応していきたいなというふうに思っております。

それから学校通りと6点目の管理の問題、たいへん申し訳ないんですが、答弁を控えさせていただきたいなと思っています。今、担当課長おりませんので、たいへん申し訳ないんですが、どこかであらためて答弁させていただきたいなというふうに思っています。以上であります。

◎菊地康雄議長 9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 いずれにいたしましても、国あるいは道なりにこれから対策いろいろ要望していくところがございますけれども、とにかく強く要望させていただきたいというふうに思っております。

今回の災害で、実は私どもパンケ新得川のそばの町内会なものですから、昨日もちょっと町内会の役員会をやりました。担当課長にも来ていただいて、若干説明をいただいたところがございますけれども、その中でも話が出ていましたけれども、今回の災害でやはり避難勧告、避難指示を受けた住民は、特に避難指示を受けた住民は避難勧告が解除された後も、現在もわれわれの頭の中には避難勧告は解除されていないと。今後、雪解け時期あるいは来年また夏、雨の時期に増水することを想像すると不安でいっぱいという話を聞いたところがございます。

そういうことで、いろいろ今後復旧の計画、見通し等、できる限り一定の期間ごとに情報の提供をお願いしたいというふうに要望して、この質問を終わりたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。さきほどの学校通りと6番の問題、答弁うんぬんというよりも、要望があったということでどこまでできるか、対応していきたいなと思っています。

それから、避難指示、避難勧告の問題なんですけれども。まず河川のすぐそばでこの間生活をされてきて、そういう現場に直面したかたの気持ちというのは、十分理解できるものがあるというふうに思っておりますので、少しでも不安が解消できるようにインフラの問題も含めて、情報の伝達はもちろんですけれども、考え方も含めてなるべく早い段階でお話しをするとともに、回数についても配慮していきたいなというふうに思っているところであります。以上であります。

◎菊地康雄議長 9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 それでは2点目ですが、今後の防災対策についてということで、質問したいと思います。

2. 今後の防災対策について

今回の災害は、台風による水害の影響で取水口の流失、導水管の寸断により18日間の断水で、町民の日常の生活に大きな不便をかけたところですが、このような水害は今までも20年から30年おきに発生しており、しっかりとした防災計画の再検討が、今回の災害を教訓に必要でないかなというふうに感じているところでございます。

特に今回は水の被害でありましたが、電気が停電になると、さらに大きな影響を受けるわけです。そのことから、特に公共施設や避難施設には自家発電や地下水を利用する、そういった設備を整備してはと思いますが、いかがかお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 柴田議員のご質問にお答えします。

今後の防災対策ということでありますが、災害時における生活に直結したインフラと、とりわけ電気、水、情報通信と、これらの確保というのは極めて重要なものとあらためて認識をいたしました。

ご質問にあります自家発電の整備につきましては、現在は各避難所に発電機と照明器具を備えております。

冬季の対策を含めた予備電源の必要性は感じておりますが、ほかの防災対策も進めていくことから、現在進めております町民のかたがたとの検証委員会の中であらためてご議論いただいた上で、必要なものについてはなるべく早い段階で対応できるように準備していきたいというふうに思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 今回の災害で、特に私なりにまた感じたところをお話ししたいのですが。

今回の災害で、やはり情報がたいへん大事であるということでございます。避難勧告、避難指示、これはエリアメールで配信しているわけなんですけれども、携帯電話のないかた、また今回は特にドコモの携帯電話が通じなかったということで、なかなかそういう勧告なり避難指示が伝わっていなかったと。

それから広報車での周知ですが、これはあの水害の雨の音、それから川の縁に行けば、

川の水の音で広報車の声はほとんど聞こえなかったということです。しかも少し足が速かったのではないかと。何を言っていたのかなということで、全然分からなかったというのがありました。この辺も課題かなというふうに思っております。

それから先日、私も大雨災害の検証委員会の一員でございますけれども、町の対応についてその検証委員会でさまざまな意見が出されていましたが、今回のような大きな災害になると、限られた役場の職員だけの対応はなかなかかゆいところに手の届くだけの対応は難しいのかなというふうに、実はそんなことを感じました。

そこで、やはり地域の状況を一番知っている町内会長と情報を密にして、状況を共有することが望ましいのではないかなというふうに思っております。警察署のいろんな対応だとか、福祉関係の人の対応だとかというのが、やはり町内会長のところに一番先に来るんですね、ここがどういう状況だというのが。こちらが情報を持っていないものもあるものですから、分かる範囲内でお答えしているんですけれども。

それから、テレビで全国放送になります。そうすると、その家庭の子どもさん、親戚のかた、そういうかたが「うちのおやじの家どうなっている」というような、そういう照会が来るんですけれども、やはり避難しているものですから、家に電話をかけても電話に出ませんよね。本当に不安になるんです、そういう人たちが。ですから、やはり照会が町内会長のところにかなり来しました。

ですからそういった面では、いろんな面でやはり、町内会の状況というのは一番町内会長が把握していると思いますので、そこと連絡と情報を密にさせていただきたいというふうに思っております。

それから３点目には、これは防災計画の見直しということで検討すべきなんでしょうけれども、避難所の指定ですが、災害の種別によってその場所が適当なのかどうかというのもあります。

具体的に言えば、今回の水害のような場合に幼稚園が避難場所になっていたら、「いや、私の家よりも幼稚園は危険だ」というような話もしてくれた人もいますけれども、そういったことで災害の種別にもよりますけれども、そういった災害の状況に合わせた避難所の指定というのも大事なかなというふうに思っております。

このほかにも、大雨災害の検証委員会でもさまざまな意見が出されていますので、防災計画の検証、見直しが必要でないかなというふうに思っております。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 答弁、分かりましたという答弁しか、もう今のところないんですけれども。

いずれにしても、いろんなかたからいろんなお話を私もいただいておりますし、それぞれの課長にも来ていると思っておりますし、併せて検証委員会の中でも、これからもいろんな議論が深まっていくというふうに思っておりますし、今柴田議員からいただきましたお話も含めて、その中で次に備えるためのいろんな対応というものをつくっていききたいなというふうに思っております。以上であります。

[柴田信昭議員 降壇]

◎菊地康雄議長 11番、高橋議員。

[高橋浩一議員 登壇]

◎高橋浩一議員 私は１項目、町民の交通対策について質問します。

1. 町民の交通対策は

近年、高齢ドライバーによる交通事故が相次ぎ、社会問題となっています。道警のまとめによると、道内の死亡事故は11月30日現在で、前年同期に比べ25件の減少で136件で、過去最少のペースで推移している一方、75歳以上のドライバーが主原因となった死亡事故は前年同期に比べ3件増え14件と、全体の10パーセントを占め、免許保有者に占める割合と比べると、死亡事故を起こす割合が高くなっています。

道内の75歳以上の運転免許保有者が初めて20万人を超え、この10年間で倍増しています。多くのかたは健康で運転に問題はありませんが、中には自分の運転に不安を覚え運転免許証の自主返納をし、十勝管内でも増加しているそうです。

公共交通機関が発達している都市部に比べ、地方は車がなくては自立した生活ができない場合も多く、やめたくてもやめられないという実情もあるようです。

2015年の、新得町における65歳以上の人口比率は34.7パーセントとなっており、2025年には、4人に1人が75歳以上になると予想されています。超高齢化社会に備えいつまでも安心して暮らすために、町民の足となる交通対策は早急に取り組むべき課題と考えますが、以下の点について伺います。

1点目、運行開始から3年が経過した「そばくる」の検証と今後の考えは。

先日の子ども議会でも質問がありました「そばくる」は、平成25年10月の運行開始以来、町民にとって最も安く町内を移動できる公共交通機関として利用されていますが、この3年の利用状況から、ルートや時間、料金、サービス等、いろいろ見えてきた部分もあると思います。

今後、さらに多くの町民が町内を移動する主要な交通手段として利用するのにはどうあればいいのか、考えを伺います。

2点目、高齢ドライバーを対象にした運転講習の補助を。

来年3月に改正道路交通法が施行されます。75歳以上のドライバーを対象に免許更新時の認知機能検査が強化され、検査で「認知症の恐れ」と判断された場合、医師の診断が義務付けられ、「認知症」と診断されれば、免許停止か取り消しとなります。

現行制度では、75歳以上の運転者は3年ごとの免許更新時に認知機能検査を受けることになっていますが、注意力や判断力などの認知機能は徐々に低下するため、本人が自覚するのは難しいと言われています。

そこで、認知症を見つけることが目的ではなく、健康なドライバーが免許更新時以外でも自分の認知機能を知る機会があれば、より安全運転に対する意識を持つことができると思います。

各地の自動車教習所で開かれる高齢者講習は盛況で、何カ月も予約待ちになっていると聞きます。新得でも町内自動車学校と協力してそのような取り組みができないか、伺います。

3点目、運転免許証返納者に対するタクシー券支給、セニアカーまたはシニアカーと呼ばれる電動カートのレンタル料金補助等の考えは。

道警によると、2015年に免許を自主返納した道内の高齢者は7,566人で前年比で52パーセント増加、10年前と比べ約7倍になっているそうです。

各自治体で免許証返納者に対し、タクシーやバスの費用の助成等をするところが増えていきます。

また電動カートについてですが、これは雪のない時期に限定されますが、自宅でも充

電で、免許不要で歩道走行も可能な電動カートが、高齢者の移動手段として注目されています。

このような行政サービスがあれば、自主返納者が増えると言われていたと思いますが、町としての考えを伺います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 高橋議員のご質問にお答えいたします。

高橋議員のお話のとおり、高齢者ドライバーにより交通事故が連日報道されております。新得町内の人身交通事故の発生状況は、平成24年から27年までの間で18件発生しまして、そのうち2件が80歳以上のかたが第一当事者になっていると報告を受けております。

本町の運転免許を保有しているかたの総数4,158名おります。そのうち75歳以上のかたは457名でありまして、1割以上が75歳以上のかたという、そういう状況になっております。

その上で、ご質問のほうの答えに移りますが、1点目についてであります。「そばくる」が本格運行を開始して3年が過ぎまして、昨年度の利用者は年間延べ約9,800人と、年々増加傾向にはあります。

一方で、1便あたりの平均乗車は5人程度であるほか、乗り降りの少ないバス停や利用の少ない便など、運行全体において検討を加える必要があると、そういうふうにも考えているところであります。

今後増えていく高齢者のかたや、車を運転しなくなったかたも含めて、「そばくる」の利用を誘導し、町内を移動する足として地域に根付くよう努力してまいりたいと考えております。利用促進策については、他の町村の事例も参考にしながらわれわれ内部でも悩んでいきたいというふうに思っております。

2点目の高齢者を対象とした運転講習の補助についてであります。自動車免許更新時の70歳以上のかたを対象に、新得モータースクールにおいて高齢者交通安全講習会として、昨年は年間28回、延べ138人が受講したところであります。

ご質問の更新時以外の高齢者ドライバーへの講習機会につきましては、平成29年3月から75歳以上の免許更新時の認知機能検査の改正が行われるということもありますので、ご提案にあります点についても、ドライバークラブや警察署、新得モータースクールとも相談をしながらどうことができるか、議論を深めていきたいと考えております。

3点目の運転免許証返納者に対する対応ですが、75歳以上の返納者は新得町内では平成26年度に5名、27年度には11名、本年28年度現在までで、6名のかたが自主返納を行っているところであります。

現在、管内での免許証自主返納者のかたに対しての交通費等の助成ですが、5市町村が何らかの形での助成を実施しております。本町におきましても、交通事故防止の観点から他町の状況を参考にしながら、今後どういうことが最もふさわしいのか、検討をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 11番、高橋議員。

◎高橋浩一議員 「そばくる」については、取りあえずは今のままでいくという理解で

よろしいのでしょうか。コース、時間、高齢者に対する料金の問題等、75歳以上であれば無料にするとか、そういった考えはないのか、お伺いしたいと思います。

高齢ドライバーについての意識調査というのが、研究結果としてあるんですけれども、岩手県立大学で盛岡市に住む65歳以上のドライバーとその家族約1,000人を対象に、安全意識などについてアンケートを実施をしたと。

「安全運転について自信はありますか」の問い掛けに対し、全体の55.4パーセントが「ある」と回答したそうです。

年代別で区切ると、60代で53パーセント、70代で55.7パーセント、80代以上で63.2パーセントに増加した。高齢者になればなるほど、自らの運転に自信を持つ傾向があるという結果になったそうです。

逆に、当然なんですけれども、80代以上のドライバーがいる家族の20パーセントが「運転がとても不安」と回答していて、年代が上がるほど、家族の不安は大きくなっています。

これは8年前の調査だそうですが、傾向は今も変わらないそうです。自信を持つ傾向は自らの衰えを認めたくないから強気な回答をするというふうに、調査をした大学教授が指摘しています。

2025年、65歳以上の3人に1人が認知症患者とその予備群になると、厚生労働省が推計しています。

高齢ドライバーの事故をどうすれば防げるかという問題ですけれども、今、技術的に完全自動運転車の技術開発が急ピッチで進められています。経産省で販売開始目標を当初の2025年から数年前倒しをするという方針を明らかにしたそうですが、これはまだ先の話であり、恐らくたいへん高価になると思うので、高齢ドライバー全員が乗れるものではありません。

そうすると、この広い面積を持つ新得で、自分の車がない人たちがどういうふうに不自由のない生活をするかということは、町内に限れば、町内だけでも不自由なく暮らせるような体制を、自治体がとらなければいけないというふうに思っています。

そこで、この問題を考えると、最終的には行政が行うサービスというものも限界がありますし、当然地域ぐるみの助け合いというのも不可欠になっていきます。最終的に一番いいと言ったらおかしいですけれども、車に頼らないまちづくりを目指すということになると、町長が常々言っていますコンパクトシティの実現に行き着くことになるのではないかと思います。

町の中心に高齢者下宿が町民の交通対策の1つになるとも考えますが、午前中、長野議員の質問にもあったと思うんですけれども、駅前再整備の議論も行われている現在、臨時駐車場となっている場所も含め、次年度以降、いつ頃から取り組むつもりなのか、再度お伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 「そばくる」につきまして、お答えさせていただきます。

バスの導入の目的は、高齢者がこれから増えていく時代になっていくところを見据えて、その町内を移動する足をどう確保するかというところから始まって、コミュニティバスの導入をしてきたというところであります。

利用につきましては、さきほど答弁いたしましたとおり、徐々には増えてはきているんですけれども、やはりいろいろ聞くんですけれども、「乗っていない」、「乗っていな

い」ということになっています。

その上で、今後も増えていく高齢者を見据えながら、その人たちを「そばくる」にどう誘導していくかということ、今後考えていかななくてはならないというふうに思っております。

今の運行体制、さきほどもちょっと触れましたけれども、やはり利用の少ないバス停ですとか、利用の少ない時間帯だとかというのはあります。その辺を3年たった現在、振り返ってみて、改善すべきところがあるかということを検証しながら、アンケートも採りながら、見直しをしていこうというふうには思っております。

その上で、高齢者のかたの利用促進策ということなんですけれども、まだちょっと明言できる段階ではありませんので、他町の例を参考にしながらということでお答えしておりますが、他町の例とは何だということは、免許返納者に対する優遇措置を行っているところもありますし、それから回数券ですから高齢者に限らずなんですけれども、回数券を発行して割安で乗るような制度を設けているところもありますし、それから広報誌に無料乗車券を載せて、それを使って乗ってもらっているという取り組みを行っている町もございます。

この間の子ども議会では、月に一度の試乗会、一度ではなくてもいいのですけれども、試乗会の日みたいなものを設けて、呼び掛けて乗ってもらうというような考え方もあるんですけれども、いずれにしても、まだ具体的に考え方がまとまっていませんので、そういった事例も参考にしながら、誘導策、どうしていくかというのを考えていきたいというふうに思っております。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 ドライバーの意識調査で自信を持つというのは初めて知りまして、勉強になりました。

1つの基準の中で免許証を返納すると。病的な問題であれば現実には可能かなと思っておりますけれども、それ以外の理由で返納するというのはなかなか難しいというふうに伺っております。

その結果、足の問題にいくんですけれども、何人かの先輩のかたと話するときには、やはりドアツードアというのを結構求められているかたが多いのかなというふうに思っております。

しかし反面、健康のために歩くという人もいるのもまた事実でありまして、いずれにしても、行動範囲をいかに制限しないで健康のためにもいろんなことを取り組みながら、足の問題というのは同時並行で解決していかななくてはならないという、そんな思いも今持っているところであります。

それでもう1つ、今、具体的に出たのは居住空間としてのコンパクトシティの中での施設でありますけれども、必要性については、私自身もこの間お話しをしてきたとおりでありまして、若干言い訳じみしてしまうのですけれども、災害というものもありまして、なかなか今まで以上のスピード感のあった議論というのが止まっているような状況かなというふうに思っておりますけれども、なんとか今の臨時駐車場を中心にしながら、住居というものを視点にして整備を進めていきたいというふうに考えております。時期については条件が整い次第ということしか、今言えませんけれども、取りあえず答弁ということでお話しをさせていただきます。

◎菊地康雄議長 11番、高橋議員。

◎高橋浩一議員 取り組みをお願いいたします。

この問題、遅かれ早かれ誰にでも訪れる問題ですから、20年後ぐらいには私も「さて、もう運転できなくなるかな」というふうになるかもしれないので、そうすると、今回JRが動かなかったというのもやはり、自由に行けないというのはいかにつらいものなのかというのを身に染みたところですので、よろしくお願いいたします。

あと、「他町村を参考に」ということをよく言いますが、別に他町村を参考にしなくてもいいんじゃないですか。新得独自でやれば、納得できる部分は納得しますし、ダメなものはダメというふうになると思うので、ぜひそこら辺は大いに議論していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 分かりました。努力します。

[高橋浩一議員 降壇]

◎菊地康雄議長 これにて一般質問を終結いたします。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、12月14日の1日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、12月14日の1日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 14時20分)

平成28年第4回新得町議会定例会（第3号）

平成28年12月15日（木曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1	議 案 第 7 6 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
2	意 見 案 第 8 号	審査結果について
3	意 見 案 第 9 号	審査結果について
4	意見案第10号	審査結果について
5		閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○会議に付した事件

諸般の報告（第3号）
 議 案 第 7 6 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 意 見 案 第 8 号 審査結果について
 意 見 案 第 9 号 審査結果について
 意見案第10号 審査結果について
 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	10番 吉 川 幸 一 議員
11番 高 橋 浩 一 議員	12番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町			長	浜	田	正	利
教	育		長	武	田	芳	秋
監	査	委	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	田	中	透	嗣
総	務	課	渡	辺	裕	之
地	域	戦	佐	藤	博	行
町	民	課	鈴	木	貞	行
保	健	福	坂	田	洋	一
産	業	課	鈴	木	義	夫
税	務	出	木	村	秀	光
児	童	保	中	村	勝	志
消	防	署	増	田	和	彦
産	業	課	福	原	浩	之
税	務	出	若	原	俊	隆
屈	足	支	金	田		将
庶	務	係	小	林	健	利
財	政	係	桑	野	恒	雄

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校	教	育	課	長	石	塚	将	照
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	初	山	一	也
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	西	山	喜	代	司
書			記	菊	地	克	浩	

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第3号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時01分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時15分)

◎菊地康雄議長 一般質問に答弁漏れがありましたので、町長から答弁をいただきます。
浜田町長。

◎浜田正利町長 先般の柴田議員からの一般質問で答弁漏れがありましたので、答弁させていただきます。

まず、学校通りの復旧についてのお話しでありましたけれども、今現在、災害査定ということで国の審査を受けている状況にありまして、条件が整えば早期の着工が見込める状況にありますけれども、現段階では明確な時期の見通しについては、たいへん申し訳ありませんけれども、お答えできるような状況にはありません。

それから、河川の管理の在り方についても、国や道と十分協議をしながら、不安のない河川管理というものを念頭に置きながら対応できるように、努力をしていきたいというふうに思っております。以上であります。

◎日程第1 議案第76号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第1、議案第76号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

[渡辺裕之総務課長 登壇]

◎渡辺裕之総務課長 議案第76号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

まず、この条例の構成ですが、2条による条立てとなっておりまして、第1条では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、第2条では、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について規定しております。

5ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、平成28年度の人事院勧告において、育児休業法改正の意見

の申し出および勤務時間法改正の勧告がされたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でありますが、１．介護休暇の分割取得ですが、これまで６カ月の範囲内で１回の取得のところ、３回まで分割して取得できることとなりました。

２．介護時間の新設ですが、介護時間が新設され、連続する３年の期間内で、１日につき２時間の範囲内で介護時間を取得できることとなりました。

３．育児休業等に係る子の範囲の拡大ですが、現行は、法律上の親子関係にある子のみですが、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子、その他これらに準ずるものとして人事院規則で定める子といった、法律上の親子関係に準ずる関係にある子も対象となりました。

４．適用年月日ですが、平成２９年１月１日としております。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、施行期日につきましては、平成２９年１月１日から施行するものであります。

経過措置といたしまして、第２項では、改正の日に介護休暇の初日から起算して６カ月を経過していないものについても、改正の日後に、残り期間を分割して取得できる措置を規定しております。

また、第３項では、改正内容でご説明いたしました、育児休業等に係る子の範囲につきまして、養子縁組里親に係る法改正が平成２９年４月１日となるため、３月３１日までの間は、里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子となりますが、４月１日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子となることを規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

〔渡辺裕之総務課長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第７６号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第７６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２ 意見案第８号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第２、意見案第８号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第４１条第３項の規定により、省略することにいたし

ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第8号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎菊地康雄議長 挙手多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第3 意見案第9号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第3、意見案第9号、大雨災害に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第9号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第4 意見案第10号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第4、意見案第10号、J R北海道への経営支援を求める意見書を

議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第10号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第5 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎菊地康雄議長 日程第5、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手もとに配布のとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

◎菊地康雄議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成28年定例第4回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時24分)
